01 警察庁 非予算（特区・地域再生　再々検討要請）

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置（事項名）	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	提案事項管理番号	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	提案主体名	制度の所管・関係官庁
0120010	災害発生時における緊急自動車の用務の拡大	道路交通法第39条第1項、道路交通法施行令第13条第1項第1号、同条項第1号	災害が発生した場合において、被災地に出動し、多重無線装置等を活用して被災状況を伝送したり、被災地における指揮をして使用される災害対策車については、市町村等の水防機関が使用する水防用自動車又は消防機関その他の者が使用する消防用自動車に限り、緊急自動車として認められているところである。	D		御提案の災害応急活動の内容が明確ではないが、その活動には消防又は水防に該当するものが含まれていると考えられること、消防機関等が使用する消防用自動車については道路交通法施行令第13条第1項第1号又は第1号の2に規定する「消防機関が水防のために出動して使用する自動車については同項第7号に規定する緊急自動車として認められている。」ことから、御提案の自動車をどのような緊急自動車として認めるかという点については、緊急自動車の指定に係る事務を行っている管轄の都道府県警察に御相談いただきたい。	右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答されたい。	本市の提案に対し、「災害応急活動の内容が明確でない。「その活動には消防又は水防に該当するものが含まれていると考えられる」とご意見があります。 活動内容については、災害対策本部等が設置された場合に、市が実施する「情報収集、現場指揮、被災地域での広報、要望返回等の災害応急活動」と説明されているところです。今回の提案は、大きな災害が発生した場合、もしくは予測される時に、総合的な情報収集、現場指揮、避難誘導、広報などを行える緊急自動車を備えたいのです。このことは、阪神淡路大震災において強く求められたものです。従って、既存の消防車両や水防車両では、まかなえない役割を持つ、車両が必要となります。 また、本市には警視庁首発令時の鉄道折り返し駅があり、その滞留者の誘導を行うことは、本市における大きな課題です。しかし、この業務は、消防車両の業務でなく、本市の提案しているような緊急車両が必要です。 さらに、神奈川県警察からは指定した水防車両は、水防活動以外の使用は認めないと、強く指示を受けています。 以上の状況を踏まえ、提案につきましては再考をお願いしたいと考えます。	D		御提案のあった活動のすべてについて、緊急走行をしなければならないという必要性までは明確ではないが、「消防機関その他の者が消防のために出動に使用する消防用自動車のうち、消防のために必要な特別の構造又は装置を有するもの」及び「水防機関が水防のために出動に使用する自動車」に該当する限りにおいては、緊急自動車として認められ、両者の併用指定も認められている。御提案の自動車をどのような緊急自動車として認めるかという点については、緊急自動車の指定等に係る事務を行っている管轄の都道府県警察に御相談いただきたい。	右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答されたい。	消防機関等が消防のための出動に使用する消防用自動車のうち、消防のために必要な特別の構造又は装置を有するもの及び水防機関が水防のための出動に使用する自動車に該当する限りにおいては、緊急自動車として認められ、両者の併用指定も認められている。御提案の自動車をどのような緊急自動車として認めるかという点については、緊急自動車の指定等に係る事務を行っている管轄の都道府県警察に御相談いただきたいと考えます。	1070100	道路交通法において規定されている緊急自動車に指定される自動車の用務を拡大し、災害対策基本法に位置付けられている災害の内、当市域において発生が予測される災害（暴風、豪雨、地震、大規模な火事若しくは爆発、放射性物質の大量の放出）及び航空機事故に際し、市民の生命・身体・財産の安全を守るために市が実施する災害応急活動を行う自動車について緊急自動車に指定する。	災害の発生またその恐れがあり、災害対策本部または準じる組織（災害警戒本部、航空機事故被災者救護対策本部）が設置された場合に、市は情報収集、現場指揮、被災地域での広報、要望返回等の災害応急活動を迅速に実施する必要がある。現状では当該活動を一般車両で行っており、現場到着が遅れることにより、迅速な実施に支障をきたすおそれがある。よって、より迅速な災害応急活動実施のため、当該活動を行う自動車を緊急自動車に指定する。また、当市は水防機関が水防のための出動に使用する自動車として緊急自動車を所有しているが、これを上記災害応急活動を行う緊急自動車として活用する。	災害時には、消防車両、救急車両以外に災害対策本部等の活動を円滑に遂行するための緊急自動車が必要である。大和市では、赤色回転灯、サイレン、衛星電話、LED表示ボードなどを装備した災害対策車を1台整備している。この車両は、「水防機関が水防のための出動に使用する自動車」として、神奈川県公安委員会から緊急自動車の指定を受けており、が災害対策基本法において責務を負う災害には、道路交通法施行令に記されている目的のみでは十分な活動が行えず、活用範囲を広げる必要があると考える。すべのてもてる能力を投入し、市域並びに市民の生命、身体、財産を災害から保護することは、市の責務であり、災害により発生する地域経済の損失を減じ、維持発展を図るために基本となるものである。	大和市	警察庁 国土交通省
0120020	救急・災害現場への医師派遣用乗用車の緊急自動車としての指定追加	道路交通法第39条第1項、道路交通法施行令第13条第1項第1号の2	救急用自動車は、傷病者の搬送に使用されるものであるが、令第13条第1項第1号の4に掲げる自動車として認められるためには、搬送用ベッドを備え付けることが必要である。	C		緊急自動車には、道路交通法上、その通行方法等について様々な特例が認められている一方、他の運転者は交差点等における避譲等の義務が課されるため、交通の安全と円滑の観点から、当該緊急用務の遂行のために真に公益上必要とされるものに限って緊急自動車として扱うことが適当である。 御提案にあるような自動車を緊急自動車として認めることの可否については、まずは救急救命制度の中で医師等の搬送のみに使用するセダン型自動車をどう位置付けるかという救命救急制度の在り方に関わる問題があることから、当該自動車を導入することの救急救命制度における位置付け等公益上の必要性について、関係機関における検討が必要であると考える。 　しかがて、関係機関において、救急医療におけるセダン型ドクターカーの位置付けや必要性について判断され、その運用体制、出動基準等が明確化された場合には、それらを踏まえ、当該自動車を緊急自動車として認めることの必要性について検討する。	右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答されたい。 「各関係機関において、ドクターカーの位置付けや必要性について判断され、その運用体制、出動基準等が明確化された場合には、それらを踏まえ、当該自動車を緊急自動車として認めることの必要性について検討する。」との御回答であるが、前回の提案を検討した折、貴庁のいう「ドクターカーの位置付けや必要性及び、運用体制、出動基準等」については、横浜市ではすでに運用体制、出動基準等が明確化され、消防機関と連携の下で運用され成果を上げており、消防庁、厚生労働省も問題ないものと判断していると理解しているが如何。 また、各関係省庁が貴庁の求める対応に応じるとした場合、貴庁が別に判断する必要性とはなにか、明確に示されたい。	救急・災害現場への医師派遣用乗用車の位置づけ・必要性については「関係機関の判断（別添資料1）」が示されており、運用体制（別添資料2）、出場基準（別添資料3）については「関係機関と調整され明確となっている。医師現場派遣に関する研究・調査（別添資料4）では、その救命救急効果が示されている。以上を踏まえ、本提案に対する再検討をお願いしたい。	C		構造改革特区の制度においては、特区として認められるための基準を満たすものであれば、提案者以外の地域も特区として認められるものと認識しているところ、御提案にあるような自動車を緊急自動車として認めることについて検討するためには、横浜市独自の判断、運用体制、出動基準等では足りず、救急救命制度そのものを所管する関係省庁による全国統一的なものが必要であると考える。 　関係省庁より上記事項が明確に示された場合には、当庁において、御提案にある自動車を緊急自動車として認めることの必要性について検討することとしたいが、現在のところ当庁として検討できる段階にないと考える。 　なお、当庁において判断する必要性は、交通の安全と円滑の観点を踏まえた上で、御提案にある自動車を緊急自動車として認めることについて、公益上必要なものか判断するという趣旨である。	右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答されたい。	医師派遣用緊急自動車の目的は、生命に危険のある傷病者に対して医師が現場で緊急治療（immediate care）を行うことです。医師派遣により重症の交通外傷・災害患者・心臓血管障害等、より早期の専門的な治療が必要とする傷病者の救命チャンスが拡大し、後遺症の防止軽減がもたらされ、公益上の必要性は十分にあると思います。運用体制・出動基準等に関する救命救急制度における全国統一的な基準については、消防機関からの医師派遣要請のスタイルとなり、要請対象は生命に危険のある傷病者と考えます。具体的な派遣対象は、当該地域の消防機関・医療機関の実情に応じ、一定の範囲内で適切に規定されるべきと考えます。	1016420610	現行法令で規定されている救急二輪に加えて、地方公共団体の消防機関からの要請により、傷病者の初期治療のために出動する車両に「医師派遣用乗用車」を緊急自動車に指定追加すること。	ドクターカー活動は消防用の救急車が使用されてきたが、搬送用ベッドを装備しない乗用車ベースの緊急自動車を導入し、横浜市救急体制において消防機関と連携して実施する。119番通報において緊急度が高いと判断された事例に対し、消防機関からの要請で医師が本車両で救急・災害現場へ急行する。現場で同時出場した消防の救急隊等と合流し、傷病者の初期治療を現場から開始し、その後の医療機関への搬送は消防の救急車で行う。乗用車ベースの緊急自動車の導入により、医師の現場出場が一層迅速化され一刻を争う傷病者のさらなる救命率向上や予後改善が期待される。また、車両価格が従来の救急車より低いので、ドクターカーの普及も予想される。	救急・災害現場での医師現場活動は救命率向上や予後改善に寄与する。我々は平成12年から救急車タイプの車両でドクターカー活動を行ってきたが、渋滞時や狭い路地での機動性に欠け、傷病者の搬送は消防機関の救急車で行うことを多く、平成17年秋に搬送用ベッドを装備した乗用車を緊急自動車として申請することを検討した。該当する規定が法令上見あたらず、同年11月からベッドを装備した乗用車（救急車として認可済）を使用している。乗用車のため機動性は格段に改善され、傷病者の搬送は消防の救急車で全て行っているが、搬送用ベッドスペースを医師や医療機器積載のために利用することが望まれる。119番通報内容から医師派遣事例の選別が必要であるが、基準を作成し試行を重ねている。横浜市救急体制にドクターカーが位置づけられており、有用性の向上と効果的な実施のために、医師派遣用乗用車を緊急自動車として指定追加されることを提案する。	横浜市立大学附属市民総合医療センター	警察庁 総務省 厚生労働省 国土交通省
0120030	緊急自動車の指定要件の緩和	道路交通法第39条第1項、道路交通法施行令第13条第1項第1号の2、同条第2項	傷病者の緊急搬送を行う救急用自動車の使用者は、国、都道府県、市町村、関西国際空港株式会社、成田国際空港株式会社又は医療機関。 （道路交通法施行令第13条第1項第1号の2」に限られている。	C		緊急自動車には、道路交通法上、その通行方法等について様々な特例が認められている一方、他の運転者は交差点等における避譲等の義務が課されるため、交通の安全と円滑の観点から、当該緊急用務の遂行のために真に公益上必要とされるものに限って緊急自動車として扱うことが適当である。<br　一般人に一般車両を使用した緊急走行を行わせることは道路交通上危険であり、周囲の交通の安全と円滑に重大な影響を与えることとなるため認められない。			C							提案理由： 　東北地方の山間部では集落が散在しており、最寄りの消防署出張所からも相当な距離があるため、救急車の到着までに数十分を要することがある。　重症者であれば、最寄りの救命センターまでさらに長時間の救急搬送を余儀なくされる。もし救急車の出場が輻輳すると、長時間の待機が必要となる。こうした原因によるPreventable　Deathを防ぎ、患者の予後を改善するため、へき地住民が持つワンボックス車等を救急搬送に活用することを提案する。 代替措置： 　緊急走行ができる者は運転の、同乗者は応急救護等の訓練を受けた者に限る。出発に際して119番に通報し、救急車に患者を引き渡す場所の指示を受ける。 　みだらに緊急走行が行われることを未然に防ぎ、適切な運用がなされたかについて事後の検証を行うため、すでに県に設置されているメディカルコントロール協議会で個々の出動事例について検討する。	特定非営利活動法人医学教育振興センター	警察庁 総務省 国土交通省
0120040	自治体が行う患者等搬送事業者への緊急通行権の付与	道路交通法第39条第1項、道路交通法施行令第13条第1項第1号の2	傷病者の緊急搬送を行う救急用自動車の使用者は、国、都道府県、市町村、関西国際空港株式会社、成田国際空港株式会社又は医療機関。 （道路交通法施行令第13条第1項第1号の2」に限られている。	C		緊急自動車には、道路交通法上、その通行方法等について様々な特例が認められている一方、他の運転者は交差点等における避譲等の義務が課されるため、交通の安全と円滑の観点から、当該緊急用務の遂行のために真に公益上必要とされるものに限って緊急自動車として扱うことが適当である。 患者等搬送事業者は、緊急の必要のない患者等を搬送することとされており、そのような業業者が使用する自動車を緊急自動車とする公益上の必要性は認められない。	右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答されたい。	当面域は管轄面積が広大であり、救急自動車が現場到着するのに40～50分以上を有する。住民の生命を守るために、患者等搬送事業車両を緊急走行し、救急車輌に乗り継ぐことにより、搬送時間の短縮を図ることが必要である。救急隊を分散配置し、救急車輌による救急業務を行うことも一方策であるが、この場合、最低9人の救急隊員が必要となり、費用的にも多大なものとなる。今回の措置の趣旨では、真に公益上必要とされるものとされているが、具体的に何か教示願いたい。搬送時間を短縮することにより、少しでも住民の生命を守ることは、真に公益上必要と当方は考える。なお、詳細は補足資料による。	C		公益上の必要性とは、道路における危険防止との均衡を考慮した上で、緊急自動車として、車両の通行区分及び通行方法の原則の例外を認めることの必要性であり、真に公益上必要とされるものの具体例は、救急業務を行う市町村が傷病者の緊急搬送のために必要な特別な構造又は装置を有する救急用自動車により行う傷病者の緊急搬送である。 　患者等搬送業務は、緊急の必要のない患者等を搬送することとされており、そのような業務を行う事業者が使用する自動車を緊急自動車とするほどの公益上の必要性は認められない。	右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答されたい。	今回の提案は、御地に限定した自治体の行う緊急を要する場合の、患者搬送が目的である。御地であるが救えに搬送病院がかかり、脳梗塞等重篤患者の搬送は一刻を争う。できるだけ早く医療機関に搬送するために、消防の救急自動車との兼務にての搬送は有効と考え十分公益性はあると考える。この場合において、車両は必要な装備を有した救急車両を活用し一定の資格を有する隊員若しくは医師を同乗させる。走行の危険防止のためには、赤色灯やサイレンで周囲に緊急搬送車であることを周知する必要がある。本来、正規の救急隊を配置し対応を図るべきであるが、費用対効果を考慮し、また最小の経費で最大の効果をあげるための新たな搬送事業の提案である。	1130900100	患者等搬送事業者が使用する車両について、緊急性を生じた場合、緊急自動車として業務に利用可能とする。	患者等搬送業務については、その対象が緊急の必要のない患者等の搬送となっている。しかし、搬送中の容態の急変により緊急に医療機関等に搬送の必要が生じた場合、又は、御地での119緊急要請により消防署救急車の到着時間に時間を要する場合の乗り継ぎ等、より質の高い患者搬送サービスを行うと共に、赤色回転灯並びサイレンを吹鳴させることにより、患者搬送中であることを周囲に認識させることで、患者を安全に搬送できる。	近年、消防の救急業務は災害による事故のみならず疾病事業も多（含まれ、年々その需要は増加の一途をたどっている。また、当圏域は山間地に加え管轄面積が広大であり、常備消防による救急業務のみでは、地域住民の需要にはこたえられないことから、緊急度の低い患者等を対象とした自治体での無償による患者搬送業務を圏域管轄の消防署の認定を受け実施する計画をしている。しかしながら、圏域が広域であり、医療機関までの搬送時間が長くなること、また重篤患者等の119要請においても現場到着までの時間がかかることから、消防署の救急車両との乗り継ぎまでの患者搬送に緊急走行は欠かせない、緊急通行権を付与することでより質の高い患者搬送サービスが行えると共に、問題が解消される。	日田市	警察庁 総務省 国土交通省
0120050	原付免許受験資格の緩和	道路交通法第88条第1項第1号	原動機付自転車免許については、16歳に満たない者について、免許を与えないこととされている。	C		自動車等の運転は、危険な行為であることから、精神的、肉体的に成熟する一定の年齢に達した者についてのみ免許を与えることとされている。<br　平成17年中の、若年層（16～19歳）が第1当事者となった交通事故件数は、免許保有者1万人当たり273．9件と全年齢層の112．9件に比べ約2．5倍となっており、死亡事故件数についても、2．3件と全年齢層の0．8件と比べ3倍近い状況であることから、現行の原動機付自転車免許に係る取得年齢を引き下げることは、道路交通の安全の観点から認められない。	右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答されたい。 「精神的、肉体的に成熟する一定の年齢達した者についてのみ免許を与えていることされている」との御回答だが、精神的、肉体的に成熟する一定の年齢が15歳ではなく、16歳であるとする明確な理由を示されたい。	今回の提案は、16才未満すべてに受験資格を緩和するのではなく、高校等学校へ通学するため、公共交通機関がなかった、著しく不便な地域に限定するものである。自動車等の運転は、危険な行為であり、精神的、肉体的に成熟する一定の年齢に達した者についてのみ与えられるものであることは理解できるが、16才未満でも、高校に在学している者については、満16才に達したものとの精神的、肉体的な差違はないと考えられる。	C		運転免許制度は、国民の生命と身体の安全にかかわるものであり、若年者による交通事故件数が高水準にあるため、今回の提案は、道路交通の安全の観点から認められない。また、運転免許制度は、通学等の自動車等を運転する目的や地域に応じて付与することはなじまない。<br　なお、道路交通法上、自動車等の運転に適した一定の精神的、肉体的成熟に達する年齢は16歳とされているところ、人の生命と身体の安全にかかわる乗り物について、我が国では、航空機や船舶を含め、これを操縦する資格を得ようとする者が達しているべき最低限の年齢は、16歳とされている。	右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答されたい。	精神的・肉体的成熟度については、満年齢による判断ではなく、高校に在学していること、原付免許試験に合格することにより判断できると思われる。交通機関が発達する都会とは反対に、過疎地はますますその利便性が衰失され、地域格差が拡大していく状況にある。1人でも多くの高校生が自宅通学ができるよう再考して欲しい。	1032010	現行の道路交通法では、原付免許の欠格事由が満16才未満となっている。公共交通機関のない地域や、地域内に高校がなく遠距離通学を強いられる高校生の通学手段の確保のため、原付免許の欠格事由を緩和し、高校在学生を対象に16才未満の者にも原付免許の受験資格を付与する。	現行の道路交通法では、原付免許の欠格事由が満16才未満となっているため、高校に進学しても、生年月日が遅い者は早い者に比べて1年近く遅くれて、原付免許の受験資格が得られることになる。公共交通機関がない地域の生徒にとっては、入学後の通学手段が確保できないことから、進学校の選択にも影響を及ぼすことになる。高校入学を条件に原付免許の受験資格が16才未満の者に付与されることにより、進学校選択の機会が確保でき、また送迎や下宿等の保護者負担の軽減が図られる。	バス利用者の減少に伴い、今年11月から路線バスの廃止が予定されている。バス以外に公共交通機関がない本地域にとっては、日常生活に支障をきたす恐れが大きい。特に交通手段を有しない高齢者や高校生の対応が急務である。町内に高校がないため、本町出身の高校生はバスまたは単車通学、もしくは下宿や寮生活を余儀なくされている。路線バスが廃止されることにより、バス通学している高校生にとっては、通学の交通手段が失われてしまう。バスの代替手段として、保護者の送迎や単車通学が考えられるが、高校がすべて町外にあることから、保護者が毎日送迎するには、相当の負担がかかり、また単車通学への変更についても、現行の道路交通法では16才未満には受検資格がないため、原付免許を取得することができない。	錦江町	警察庁
0120060	自転車タクシーにおける電動アシスト比率要件の緩和	道路交通法第2条第1項第11号の2、道路交通法施行規則第1条の3第1号ロ	人の力を補うための原動機を用いるものであっても、運転について自転車と同様の方法によるものであり、運転免許を有していない者であっても安全に運転することが可能なものについては、自転車とし、で取り扱うこととしている。具体的には内閣府令で定める基準、すなわち、<br　1　電動機であること、<br　2　24キロメートル毎時未満の速度で自転車を走行させることとなる場合において、人の力に対する原動機を用いて人の力を補うための比率が、(1)又は(2)に掲げる速度の区分に応じそれぞれ(1)又は(2)に定める数値以下であること。<br　(1)　15キロメートル毎時未満の速度<br　1　(2)　15キロメートル毎時以上24キロメートル毎時未満の速度　走行速度キロメートル毎時で表した数値から15を減じて得た数値を下限としたのを1から減じた数値<br　3　24キロメートル毎時以上の速度で自転車を走行させることなる場合において、原動機を用いて人の力を補う力が加わらないこと。<br　4　1からうまでのいずれにも該当する原動機について1から3までのいずれかに該当しないものに改造することが容易でない構造であることに該当するものについて自転車に含まれるものとして取り扱うこととしている。	C		人力に対する補助比率については、運転特性が自転車と変わらない範囲のものでなければならない。なお、人力に対する補助比率の在り方については、御提案以前から検討を進めているところであるが、その方向性等については、お答えできる段階にはない。	右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答されたい。 「人力に対する補助比率の在り方については、提案以前から検討を進めているところである」との御回答だが、今までの検討状況について明確に示されたい。また、方向性はいつ示されるのか、今後の体制及びスケジュールを含め具体的に示されたい。	ご回答では、補助比率について運転特性が自転車と変わらない範囲でなければならないとあるが、具体的にどのような範囲であるべきなのか、ご教示頂きたい。 また、人力に対する補助比率の在り方について、既に検討を進められているとのことであるが、その対応時期について教示頂きたい。当市は、まちなか観光のツールとして自転車タクシーの活用の可能性について現在検討を行っているところであり、自転車タクシーが観光地を柔軟に走行できるようになれば、まちなか観光の目玉としてまちの活性化に大いに寄与することが期待されることから、一日でも早い実現を希望するものである。	C		当庁においては、御提案以前から運転特性が自転車と変わらない範囲となるような補助比率の在り方について、検討を進めてきたところであり、早期に結論を得るべく引き続き検討を進めたいと考えている。	再検討要請に対する回答では、「提案以前から運転特性が自転車と変わらない範囲となるような補助比率のあり方について、検討を進めてきたところであり、早期に結論を得るべく引き続き検討を進めたい」とのことであるが、いつからどのような体制でどのような検討を進めてきたのか、また、今後実現に向けてどのような論点があり、どのようなスケジュールで進めるのか、一般国民に分かるように具体的かつ明確に示されたい。	ご回答では、運転特性が自転車と変わらない範囲となるような補助比率の在り方について、早期の結論を得るべく検討を進めるとのことであるが、当市はまちなか観光を推進するため平成19年4月から自転車タクシーの走行を開始したいと考えており、一日でも早い実現を希望するものである。よって、貴庁が進められている検討の方向性とスケジュールについて、ご教示頂きたい。	1050010	道路交通法施行規則で規定されている、人の力を補うための原動機を用いる自転車の基準について、人力に対する補助比率（アシスト比率）を、現行の1以下から1以下に上限を引き上げる。	自転車タクシーの活躍の場を広げることにより、観光客の増加、まちの活性化を目指す。<br　具体的には、道路の勾配にとらわれない充実した魅力あるまちなか観光コースを設定し、そこを自転車タクシーが走行することにより、回遊性が高まり、市民や観光客の滞在時間が増え、商業及び観光産業の活性化を図ることができる。また、今まであまり知られていなかったまちなかスポットにも陽が当たることにより、新たな観光資源の発掘にもつながる。<br　他都市の運行エリアは、比較的平坦な駅周辺中心部がほとんどであるが、当市のような金華山、長良川など豊かな自然が溢れる観光地での走行が可能になれば、全国的にもニーズがあると考える。	岐阜市は、まちなか観光のツールとして自転車タクシーの活用を推進しており、当市の一大観光地である長良川河畔周辺道路の走行を希望しているが、所々勾配のきつい箇所があり、運行のアシスト比率では運転者にかかる負荷が大きいため走行コースが限定されてしまう。そこで、本特例措置により道路交通法上自転車扱いのままアシスト比率を引き上げることができれば、柔軟なコース設定が可能になり、自転車タクシーの活躍の場が広がると考える。<br　なお、現行法では、アシスト比率が1を超える場合、自転車ではなく原動機付自転車となり、乗車人員が道路交通法において一人に制限されるため、タクシーとして運行することはできない（自転車の場合は岐阜県道交法施行規則により可能）。 代替措置：<br　特例措置を活用した自転車タクシーの運行範囲を当該観光地に限定すれば、道交法上の一定の安全確保は図れると考える。	岐阜市	警察庁
0120070	レンタル電動カートの道路使用の要件緩和	道路交通法第76条第4項第7号、道路運送車両法第3条	道路又は交通の状況により、公安委員会が、道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく交通の妨害となるおそれがあると認めて定めた行為を禁止している。	E		御提案の「電動カート」については、構造改革特区推進室を通じて電動のゴルフカートを意味されていると伺っているが、これは一般に道路交通法上は普通自動車に該当するものと解されるが、「電動カート」が道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に定められた基準等に適合していれば、道路交通法上、公道を走行することに関して、特段禁止していない。<br　また、道路交通法第76条第4項第7号は、地域の道路交通の状況に応じて、都道府県公安委員会が具体的な禁止行為を定めることができることを定めたものである。			E							提案理由：<br　鞆の町並みは江戸時代に建設され、歩行者の為に存在し生活空間の一部であった路が残るが故に、幅員4m前後と狭隘であり、部分的に2.7mと狭くなっており、隅切りが無（曲がれない等の状況が随所に存在している。その為、地区内交通と通過交通・観光交通の輻輳により円滑な通行が行われず、歩行者の安全性も確保されない上、特に救急車や消防車等の緊急車両の通行が大きな問題となっており、若者の流失原因にもなっている。 又、鞆街地は港町特有の坂道が多く、高齢者は日常生活の移動に苦労している。 そこで、観光客や地元高齢者住民の異動手段の一つとして、環境にやさしく、狭隘な道路にマッチした、レンタル電動カートの公道運行を実現する事により町内交通を円滑し、又、高齢者福祉に貢献する。 代替措置： 道路交通法の禁止行為の要件緩和により、町内交通円滑化と高齢者福祉に貢献出来ると考える。	1120300400	道路交通法第76条7項の道路又は交通の状況により、公安委員会が、道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく交通の妨害となるおそれがあると認めて定めた行為の要件緩和。	町内異動用レンタル電動カートによる観光客や町民高齢者の公道利用の実現		個人	警察庁 国土交通省

01 警察庁 非予算（特区・地域再生　再々検討要請）

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置（事項名）	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	提案事項管理番号	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	提案主体名	制度の所管・関係官庁
0120080	公道でのセグウェイ利用の一部開放	道路交通法第２条第３項、同法第１７条第１項 道路運送車両法第２条 自動車損害賠償法第５条	道路交通法第１７条第１項の規定により、車両は車道を通行することが原則である。 歩道を通行することができる者は、歩行者を始め、道路交通法第２条第３項の規定により歩行者としてみなされる身体障害者用の車いす、歩行補助車等又は小児用の車を通行対象としている。大型自動二輪車若しくは普通自動二輪車、二輪の原動機付自転車又は二輪若し（は三輪の自転車を押して歩いている者とされている。また、一部の歩道においては、自転車も通行可能とされている。	C		御提案の「セグウェイ」については、道路交通法上、原動機の定格出力により、原動機付自転車又は普通自動二輪車に該当すると解される。 原動機付自転車や自動二輪車については、その車両の形状や性能から、幼児、妊婦、高齢者及び身体障害者等の歩行者と衝突すれば、死亡、負傷又は後遺障害という重大な被害をもたらす危険性は高く、警察としては、交通事故防止、特に歩行者の安全を図る観点から歩道通行を容認することはできない。	右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答されたい。 道路交通法第２条第３項第１号において「身体障害者用の車いす、歩行補助車等」は歩行者とされているが、身体障害者の方などがその目的によりセグウェイを利用する場合は歩行者とされると理解してよいか、回答されたい。	歩行者に危険ということですが、もし、電動カートシニアカー同様、最高速を6km/hに抑えれば歩道でも安全に乗れるということでしょうか？それでしたら、カスタムキーを作成することにより、速度制限したキーを作ることが出来ます。また、今回の提案はあくまで特定の限られたエリアで特区の性質を生かし、現状の道路交通法の枠では実現不可能なセグウェイの公道利用の安全性や可能性を判断するためのものだと思ってます。実際、昨年11月にはロボット特区に認定された関西文化学術研究都市でセグウェイをロボットと称しの公道走行が実現しています。	C		「セグウェイ」は道路運送車両の保安基準に適合した場合に初めて、運行の用に供することができるころ。この場合であっても、道路交通法上、その通常の用途、機能等から、「セグウェイ」は身体障害者用の車いす、歩行補助車等のどちらにも該当せず、 原動機付自転車又は自動二輪車に該当し、歩行者として扱うことはできないと解される。 なお、御提案の内容は、道路交通法第７７条の規定による道路使用許可とは関係がないものと理解している。	右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答されたい。	回答で道路使用許可の話しが出てくる理由がわかりません。ロボット特区は特定地域の公道でのロボット利用を緩和し た政策です。一連の報道ではロボット特区にてロボットとしてセグウェイを公道で運転したことを伝えておりますが、実際は特区関係無しに道路の使用許可を取って乗った、そうしないと違法ということでしょうか？つまり、たとえ特区が認められても車道歩道関係なく公道で乗るのは警察としては認めない、特区での規制緩和も許さないということなのでしょうか？これは矛盾しているのではないでしょうか？特区の意味がありません。	1135010	独特な仕様から現状の道路交通法ではそのまま公道で乗ることが不可能なセグウェイを一部環境の整った道路で制限を設けることにより利用を許可する	台場・有明・豊洲・晴海・汐留・大崎・品川・天王洲・東京駅周辺・皇居周辺・日本橋・永田町周辺・新宿都庁周辺・銀座・秋葉原など、歩道が広く、また、解放することにより、地域の活性化が期待できる該当地域を決める。 セグウェイには黒(9.6km/h)・黄(12.9km/h)・赤(20km/h(P型は16km/h))の３種類のキーが有り、低速の黒で上記のような歩道を走るのを許可する。 万が一の事故などのために自賠責保険加入の義務を法令化する	提案理由： 環境的にもやさしく、米国では警察や郵便局をはじめ、さまざまな機関や個人で利用している、画期的な移動手段であるセグウェイ。現状の日本の道路交通法の中で公道で乗れるようにするのは、仕様上不可能に近い。 代替措置： セグウェイはキーにより最高速を規制知ることが出来る。ただ、速度を抑えると車道で乗るには危険。そのため幅が特定幅以上の歩道、二輪車などが通行可能な歩道でのみ許可する。	1stSegwayJP	警察庁 国土交通省
0120090	福祉または介護タクシー輸送に対する駐停車禁止の除外	道路交通法第４４条及び第４５条	都道府県公安委員会は、信号機又は道路標識等を設置し、及び管理して交通の規制をすることができる。また、交通規制の対象から除く車両について定めることができる。	D		交通規制の対象から除く車両は、道路交通法第４条第２項に基づき、各都道府県公安委員会が定めるので、具体的な要望については都道府県警察に相談していただきたい。			D					1155020	介助が必要な障害者、高齢者及び要介護者（以下移動困難者と呼ぶ）が福祉または介護タクシー等での移動する時に乗降介助及び院内又は自宅内での介助が必要なため、車両を駐停車禁止場所に一定時間駐停車する場合に駐停車禁止を除外する。	車椅子、ストレッチャー等利用する移動困難者が駐停車禁止場所に接している施設を利用する際、移動困難者の身体的負担を減らすことが期待できる。	提案理由： 移動困難者が利用する病院が駅前や商店街及び住宅地にある場合が多いため、立地条件により、なかなか駐車場のスペースが確保されない場合がある。 例えば、駅前等にある駐車場のない病院へ通院時に離れた場所にある駐車場に駐車するため、路面が荒れた場所を車椅子やストレッチャーにのり長距離移動する必要がでてくるため、身体的負担がかかってしまう。また、このサービスの特性上、介助が必ず必要なため、駐車した車両より一定時間離れる必要性がある。 代替措置： 時間規制除外のような許可書を出すとともにマークを作成し、視覚的にもわかりやすいものにする。	社団法人日本青年会議所　関東地区東京ブロック協議会	警察庁
0120100	道路区域内への民間駐輪場の設置の容認	道路法第32条	道路に一定の工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。	D		交通管理者との調整については、各都道府県警察において適切に対応できるものと考えられるので、具体的な要望について都道府県警察に相談していただきたい。			D					1164030	道路法施行令が改正され、平成17年4月より歩道上に道路付属施設として駐輪場が設置可能となったが、設置主体が道路管理者に限定されているため、この要件を緩和し、民間（商店会等）の設置・運営についても認めるようにする。	新たな駐輪場の確保が困難な駅前商業地区等において、道路管理者が必要と判断した場合、民間事業者（商店会等）が道路区域内に駐輪場を設置・運営できるよう規制を緩和する。なお、「占用物件の適切な管理として、占用主体、占用の場所等について検討している」とのことであるが、これらについては、道路管理者である自治体の主体性が尊重されるよう、必要以上に詳細な規定を定めることを避けるとともに、交通管理者との調整、申請手続きの簡素化についても考慮されたい。 このことにより、放置自転車や無秩序な買物用自転車の駐輪の抑制が図られるとともに、商業の活性化にも貢献することが期待される。	駅前商業地区においては、歩道上の放置自転車及び買物駐輪等によって歩道が塞がれ点字ブロックが確保できないなど、交通安全上の問題が緊急の課題となっている。しかし、新たな駐輪場用地の確保は非常に困難であり、課題解決のために、道路区域内を民間駐輪場として利用することが有効である。 なお、道路区域内に民間駐輪場の設置を認めるにあたっては、交通管理者との調整はもとより、住民合意があること、設置者が公共的団体であることなど、一定の条件を付すことにより、道路空間の確保と公共性は担保されるものと考える。	三鷹市	警察庁 国土交通省
0120110	道路交通標識表示(補助標識)の改革について	道路標識、区画線及び道路標示に関する命令第３条（なお、別表第二備考四の「二」を参照されたい。）	道路標識には原則として反射材料を用い、又は夜間照明装置等を施すものとされている。	D		①　道路標識に反射材料を用い、又は夜間照明装置を施すことは可能であり、現在、反射材料を用いた道路標識や内部に照明を入れる内照式の道路標識を設置するなどして夜間の視認性及び識別性の確保に努めているところである。 ②　前述のとおり、夜間照明装置を施すことは可能であり、太陽電池を活用した自発光式の道路標識も設置されているところである。 これらの道路標識の設置については、都道府県警察が設置の必要性と道路環境、交通実態等を総合的に勘案した上で、個別具体的に判断していることを踏まえ、行政庁が「地域再生推進のためのプログラム」（平成16年2月27日地域再生本部決定）及び「規制改革・民間開放推進3か年計画」（平成16年3月19日閣議決定）を受け、民間事業者等の経済活動に伴う道路使用許可手続の円滑化を図るための通達を発出し、民間事業者等が、一時的なイベントに限らず、地域の合意に基づいて、継続的かつ反復的にまちの賑わいに資する多様な経済活動に係る道路使用許可に関し一層弾力的な運用性の高い運用を図るよう都道府県警察に対し指示しているところである。			D		道路占用許可を得た場合においても、前回お答えしたとおり、提案する物販施設が、道路交通法第77条第1項第3号に規定する「露店、屋台店その他これらに類する店」に該当する態様のものであれば、同項に規定する道路使用許可を受けなければならないことなりますが、その許可の可否については、警察署長が交通規制の実施状況、道路状況、交通量等を総合的に勘案した上で、個別具体的に判断していることから、具体的な要望について都道府県警察に相談していただきたい。	提案する物販施設が、道路交通法第77条第1項第3号に規定する「露店、屋台店その他これらに類する店」に該当する態様のものであれば、同項に規定する道路使用許可を受けなければならないことなり、その許可の可否については、警察署長が交通規制の実施状況、道路状況、交通量等を総合的に勘案した上で、個別具体的に判断していることから、具体的な要望について都道府県警察に相談していただきたい。 なお、昨年3月、「地域再生推進のためのプログラム」（平成16年2月27日地域再生本部決定）及び「規制改革・民間開放推進3か年計画」（平成16年3月19日閣議決定）を受け、民間事業者等の経済活動に伴う道路使用許可手続の円滑化を図るための通達を発出し、民間事業者等が、一時的なイベントに限らず、地域の合意に基づいて、継続的かつ反復的にまちの賑わいに資する多様な経済活動に係る道路使用許可に関し一層弾力的な運用性の高い運用を図るよう都道府県警察に対し指示しているところである。	関係省庁である国土交通省の見解として、「物販を伴うものについても、案内地図や公共交通機関のチケット等の販売であるなど、その内容が情報発信施設の目的に合致するものであれば、道路占有の許可が許容され得るものと考える。」との回答で 乗ったが、この場合、道路使用許可は不要と考えてよいか。仮に必要であるならば、どのような条件が整えば道路使用の許可がなされるのか回答されたい。	D		道路占用許可を得た場合においても、前回お答えしたとおり、提案する物販施設が、道路交通法第77条第1項第3号に規定する「露店、屋台店その他これらに類する店」に該当する態様のものであれば、同項に規定する道路使用許可を受けなければならないことなりの、その許可の可否については、警察署長が交通規制の実施状況、道路状況、交通量等を総合的に勘案した上で、個別具体的に判断していることから、具体的な要望について都道府県警察に相談していただきたい。 なお、昨年3月、「地域再生推進のためのプログラム」（平成16年2月27日地域再生本部決定）及び「規制改革・民間開放推進3か年計画」（平成16年3月19日閣議決定）を受け、民間事業者等の経済活動に伴う道路使用許可手続の円滑化を図るための通達を発出し、民間事業者等が、一時的なイベントに限らず、地域の合意に基づいて、継続的かつ反復的にまちの賑わいに資する多様な経済活動に係る道路使用許可に関し一層弾力的な運用性の高い運用を図るよう都道府県警察に対し指示しているところである。 なお、同法第78条第2項の規定により、道路使用許可に係る行為が道路法第32条第1項又は第3項の規定の適用を受けるとき は、道路使用許可の申請書の提出は道路管理者を経由して行うことができ、同法第79条の規定により、警察署長が道路使用の許可をしようとする場合で、当該許可に係る行為が道路法第32条第1項又は第3項の規定の適用を受けるとは、あらかじめ道路管理者に協議しなければならないことされているなど、道路使用許可と道路占用許可の双方が必要な場合は、一体的な取扱いを行っているところである。		1104010	現行法の占用の許可対象施設について、一定の要件を満たす場合には、物販を行う施設を含むことを可能とする。	内外から多くの人が訪れる中心街区のメインストリートにおいて、まちの活性化を目的として、道路の一部を占用して「まち」と「ひろば」の情報提供を行う施設「未知の駅・御堂筋（仮称）」を設置する。 当該施設は、持続的に、まちの活性化および適切な道路管理を支えるものとして、運営主体が継続的な事業運行を可能とする収益を伴う物販機能(施設内の広告収入を含む)を具備するものとする。なお、物販対象については、観光情報媒体、地元商品・サービス、駐輪場及びバス等公共交通機関のチケット等に限定する。	御堂筋周辺地区は、一日それぞれ11,475千人、615千人のターミナル利用者（第4回パーソントリップ調査、平成12年）のある梅田、難波の区間の4kmで形成され、多くの人が訪れる大阪を代表する地区である。また近年、東南アジアからの来訪者も急増している。その主要駅である淀屋橋、本町、心斎橋各駅周辺には「まち」の情報発信施設や観光案内所がない。大阪の活性化のためにも駅周辺で観光客や外来者に情報発信施設とわかるものが必要である。しかし御堂筋はビジネス街であり これらの施設設置は極めて困難である。 そのため国道25号御堂筋の歩道の一部を占用して観光案内所等の情報発信施設整備を行いたい。しかし道路法第32条「道路の占用許可」では観光案内所等は占用施設に該当しないこと、また一般的に祭事・イベント以外で道路上での物品販売は認められないため道路法の弾力的運用、規制の緩和を提案する。	NPO法人長堀21世紀計画の会	警察庁 国土交通省
0120120	道路法第32条道路の占用の許可施設条件の緩和［または同占用の許可対象施設の拡大］	道路交通法第７７条	場所を移動しないで、道路に露店、屋台店その他これらに類する店を出そうとする者は、所轄警察署長に申請書を提出し、道路使用許可を受けなければならない。	D		提案する物販施設が、道路交通法第77条第1項第3号に規定する「露店、屋台店その他これらに類する店」に該当する態様のものであれば、同項に規定する道路使用許可を受けなければならないことなりますが、その許可の可否については、警察署長が交通規制の実施状況、道路状況、交通量等を総合的に勘案した上で、個別具体的に判断していることを踏まえ、行政庁が「地域再生推進のためのプログラム」（平成16年2月27日地域再生本部決定）及び「規制改革・民間開放推進3か年計画」（平成16年3月19日閣議決定）を受け、民間事業者等の経済活動に伴う道路使用許可手続の円滑化を図るための通達を発出し、民間事業者等が、一時的なイベントに限らず、地域の合意に基づいて、継続的かつ反復的にまちの賑わいに資する多様な経済活動に係る道路使用許可に関し一層弾力的な運用性の高い運用を図るよう都道府県警察に対し指示しているところである。	関係省庁である国土交通省の見解として、「物販を伴うものについても、案内地図や公共交通機関のチケット等の販売であるなど、その内容が情報発信施設の目的に合致するものであれば、道路占有の許可が許容され得るものと考える。」との回答で 乗ったが、この場合、道路使用許可は不要と考えてよいか。仮に必要であるならば、どのような条件が整えば道路使用の許可がなされるのか回答されたい。	D		道路占用許可を得た場合においても、前回お答えしたとおり、提案する物販施設が、道路交通法第77条第1項第3号に規定する「露店、屋台店その他これらに類する店」に該当する態様のものであれば、同項に規定する道路使用許可を受けなければならないことなりの、その許可の可否については、警察署長が交通規制の実施状況、道路状況、交通量等を総合的に勘案した上で、個別具体的に判断していることから、具体的な要望について都道府県警察に相談していただきたい。 なお、昨年3月、「地域再生推進のためのプログラム」（平成16年2月27日地域再生本部決定）及び「規制改革・民間開放推進3か年計画」（平成16年3月19日閣議決定）を受け、民間事業者等の経済活動に伴う道路使用許可手続の円滑化を図るための通達を発出し、民間事業者等が、一時的なイベントに限らず、地域の合意に基づいて、継続的かつ反復的にまちの賑わいに資する多様な経済活動に係る道路使用許可に関し一層弾力的な運用性の高い運用を図るよう都道府県警察に対し指示しているところである。 なお、同法第78条第2項の規定により、道路使用許可に係る行為が道路法第32条第1項又は第3項の規定の適用を受けるとき は、道路使用許可の申請書の提出は道路管理者を経由して行うことができ、同法第79条の規定により、警察署長が道路使用の許可をしようとする場合で、当該許可に係る行為が道路法第32条第1項又は第3項の規定の適用を受けるとは、あらかじめ道路管理者に協議しなければならないことされているなど、道路使用許可と道路占用許可の双方が必要な場合は、一体的な取扱いを行っているところである。		1104010	現行法の占用の許可対象施設について、一定の要件を満たす場合には、物販を行う施設を含むことを可能とする。 当該施設は、持続的に、まちの活性化および適切な道路管理を支えるものとして、運営主体が継続的な事業運行を可能とする収益を伴う物販機能(施設内の広告収入を含む)を具備するものとする。なお、物販対象については、観光情報媒体、地元商品・サービス、駐輪場及びバス等公共交通機関のチケット等に限定する。	内外から多くの人が訪れる中心街区のメインストリートにおいて、まちの活性化を目的として、道路の一部を占用して「まち」と「ひろば」の情報提供を行う施設「未知の駅・御堂筋（仮称）」を設置する。 当該施設は、持続的に、まちの活性化および適切な道路管理を支えるものとして、運営主体が継続的な事業運行を可能とする収益を伴う物販機能(施設内の広告収入を含む)を具備するものとする。なお、物販対象については、観光情報媒体、地元商品・サービス、駐輪場及びバス等公共交通機関のチケット等に限定する。	御堂筋周辺地区は、一日それぞれ11,475千人、615千人のターミナル利用者（第4回パーソントリップ調査、平成12年）のある梅田、難波の区間の4kmで形成され、多くの人が訪れる大阪を代表する地区である。また近年、東南アジアからの来訪者も急増している。その主要駅である淀屋橋、本町、心斎橋各駅周辺には「まち」の情報発信施設や観光案内所がない。大阪の活性化のためにも駅周辺で観光客や外来者に情報発信施設とわかるものが必要である。しかし御堂筋はビジネス街であり これらの施設設置は極めて困難である。 そのため国道25号御堂筋の歩道の一部を占用して観光案内所等の情報発信施設整備を行いたい。しかし道路法第32条「道路の占用許可」では観光案内所等は占用施設に該当しないこと、また一般的に祭事・イベント以外で道路上での物品販売は認められないため道路法の弾力的運用、規制の緩和を提案する。	NPO法人長堀21世紀計画の会	警察庁 国土交通省
0120130	道路法３２条の弾力的運用によるまちづくり広告特区	道路交通法第７７条	道路に石碑、銅像、広告板、アーチその他これらに類する工作物を設置しようとする者は、所轄警察署長の許可を受けなければならない。	D		広告物の設置のための道路使用については、警察署長が交通規制の実施状況、道路状況、交通量等を総合的に勘案し、一定の要件（道路交通法第77条第２項）の下で、必要に応じ道路使用の形態に応じた条件を付し、許可することされているところである。 したがって、設置に関する道路使用許可については、警察署長が上述べた事情を総合的に勘案した上で、個別具体的に判断することとなるので、具体的な事例にあっては所轄警察署に相談されたい。			D					1165010	商店街振興組合、TMO、NPO等の地域組織が、道路法３２条の占用許可が得られないため有効なまちづくり財源となり得る公道上を活用した屋外広告が実施できずにいる。そこで、①地域活性化等に資する公道上での屋外広告については、道路法３２条を弾力的に運用することで、占用を許可することを要望する。 また、①の提案に関して、現状でも可能という判断を示すのであれば、より円滑に許可が得られるよう②「地域活性化等に資する公道上での屋外広告に伴う道路占用許可のガイドライン」を発出することを合わせて要望する。	公道上を活用した屋外広告を可能とすることで、商店街振興組合、TMO、NPO等のまちづくり組織が、広告事業収入という新しいまちづくり財源を獲得できるようにすることを目指す。 道路法用にまったく利用する収益は、まちづくり組織が計画する地域の活性化、都市の賑わい創出、まちの魅力向上のために使用する。例えば、街路灯や沿道の植栽の整備、アーケードの維持管理、違法駐輪の撤去、オープンカフェのような地域活性化イベントなどのために活用されるようにする。	地域での社会的・経済的及び文化的活動の拠点として、コンパクトで賑い溢れる市街地への再生は現在急務である。しかしながら、商店街だけによる市街地の再生は限界に来ている。市民、商業者、企業、行政が協働し、地域再生NPOや社会的企業と連携しながら市街地再生に取り組むことが必要となり、その連携のためには、財源確保が避けて通れない。そこで、本事業は、広告事業により財源不足の問題を克服させ、民間事業活動に連携した地域づくりを可能とする。 但し、広告が無制限に広がるのを防止するため以下のようなガイドラインを必要であると考える。①区域を限定する②デザインルールや広告掲出基準にを設ける③掲出する主体を商店街振興組合、TMO、NPO等の地域組織に限定する④広告事業による収入の用途は、まちづくりのために限定する。	株式会社ジャパンエリアマネジメント	警察庁 国土交通省
0120140	アーケード設置基準の緩和	道路交通法第７７条「アーケードの取扱いについて」（昭和30年２月１日国消発第72号、建設省発住第５号、警察庁発保第２号、国家消防本部長、建設事務次官、警察庁次長）	道路に工作物を設置しようとする者は、所轄警察署長の許可を受けなければならない。ついて一定の基準が示されている。	D		車の往来する道路上及び交差点上へのアーケードの設置については、道路交通法上、信号機、標識等の効果を妨げたり、道路の見通しを妨げたりするなど交通の安全を害する方法でないのであれば、設置が可能であると解される。また上記法違に抵触しても、アーケードの設置基準1(6)「基準の変更又は緩和」に基づき、連絡協議会において連絡及び調整が調えば、御提案のようなアーケードの設置も可能と解される。 なお、設置に関する道路使用許可については、警察署長が交通規制の実施状況、道路状況、交通量等を総合的に勘案した上で、個別具体的に判断することとなるので、具体的な事例にあっては所轄警察署に相談されたい。		アーケード設置に関する連絡協議会において、調整が整えば、現行規定の ままで、設置は可能だという回答をいただき、 誠にありがとうございます。 今後、事業の実現に向けて、ご指導のとおり地元の所轄警察署に相談させて頂きたいと存じます。	D				1110	現行通達及び法令で規定されているアーケードの設置基準について、一定の要件を満たしている場合には、その基準を緩和し、車の往来する道路上及び交差点上にアーケードを設置できるものとする。	車道で分断されている街区をアーケードでつなぐことにより、来街者の回遊性を高め、中心市街地の活性化を促進する。 具体的には、現在、アーケードを建設する際には、昭和30年に発令された通達及び道路法施行令に基づき、車の往来する道路上及び交差点に原則としてアーケードを設置できないことになっているが、街づくりやバリアフリーの観点から見て当該地区の活性化に寄与するアーケードの設置については、特例措置を定め、設置を許可する。 これによって街区の回遊性が高まり、中心市街地の活性化を促進する。	提案理由：　天文館地区商店街は全国でも有数の面的につながるアーケード網で一体的な商業集積が形成されているが、街区のほぼ中央を国道225号（照国通り）が南北に貫いており、街区内の回遊性が大きく妨げられている。特に鹿児島市は降灰・豪雨・日照など厳しい自然条件にあるとともに、国道225号を挟む両街区の一体化は中心市街地活性化における大きな課題となっている。　そこで、当地区が従来から提唱してきた「バリアフリー」の観点も加えて、回遊性の高い快適な商業空間を形成するため、来街者の主要通路にあたる照国通り中町交差点の横断歩道上にアーケードを整備し、中心市街地の活性化を促進するものである。 代替措置：　道路管理者・建築許可者・警察・消防を含めた連絡協議会において、事前に十分な連絡、調整を行う。	鹿児島商工会議所	警察庁 総務省 国土交通省
0120150	市街地再開発事業における図書館整備等による地区周辺での パチンコ店等の継続営業を可能にする風営法の規制緩和	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第３条、第４条第２項第２号 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号）第６条第１号ロ及び第２号	風営法において、風俗営業の営業所の設置が制限される地域の規制は、地域の実情を踏まえる必要があることから、政令で定める基準の範囲内で、都道府県条例で定めるものとされている。	D		風俗営業の営業所の設置が制限される地域に関する政令で定める基準は、提案主体が実現したいと考えている再開発事業の支障となるものではなく、提案主体が望む再開発事業に適った都道府県条例を定めることが可能である。したがって、風俗営業の営業所の設置を制限する地域の範囲について は、千葉県条例において定められているものであり、その見直しの適否については、千葉県において判断されるべきものであると考えられる。	右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答されたい。 政令により、風俗営業の許可に係る営業制限地域の指定に関する条例の基準として、一定の距離による規制（おおむね百メートルの区域）を定めているが、良好な風俗環境を保全する施設に対する様々な支障等を回避するために、距離による規制ではなく、導線を分離するなど、別の手法や方法により回避できると考えられるため、当該地域の状況に則した基準に変えるべきではないか。	①現在、条例改正を柏市、千葉県で協議中だが、結論又は実現には相当の時間が必要で ある。緊急整備地域内で進行中の複数事業の各種手続と整合性を図る事が困難となる(都市再生整備計画、中期基本計画等)。②H18年度策定中の新中央図書館整備構想で実施され た市民アンケート(立地場所)において、半数以上が「駅前等交通便の良い所」と回答。本事業への図書館導入が市民意向を反映できる最適地。③柏市は既存条例と同等の条例を整備する姿勢。以上、本提案は正しく(構造改革特別区域法の目的)に合致しており、かつ(機会損失リスクを回避すると不可欠)であるため、「市条例で規制できる緩和措置」を是非再検討頂きたい。(別様有り)	D		風営法において、風俗営業の営業所の設置が制限される地域の規制は、提案主体が指摘しているように「地域の状況に則した」ものとする必要があることから、政令で定める基準の範囲内で、都道府県条例で定めることとされている。したがって、政令で定められている事項は、あくまで条例を定めるに当たっての基準であり、風俗営業の営業所の設置が制限する地域の範囲について、提案主体が望む再開発事業に適ったものにすることの支障となるものではない。当該地域の範囲について、提案主体が望むような条例改正をすべきかどうかは、地域の状況に則したものになるよう、国ではなく、千葉県において議論されるべき問題と考える。	右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答されたい。 また、貴庁からの再検討要請に対する回答では、「提案者が望むような条例改正をすべきかどうかは、地域の状況に則したものになるよう、国ではなく、千葉県において議論されるべき問題と考える」とのことであったが、提案主体からの再意見では、当該回答を踏まえた、各関係機関の協議において、所轄警察署は「県条例改正は困難」としながらも、法的主旨を尊重した措置を講じた構造改革特区での規制緩和なら特区法の主旨を鑑み理解できる」との回答であったのことであり、貴庁と都道府県との間に齟齬があるこから、風営法施行令第６条に規定する「風俗営業の許可に係る営業制限地域の指定に関する条件の基準」の考え方を明確化すべきではないか検討し回答されたい。	柏市で千葉県[総合企画部企画調整課/特区担当][総務部総務課/条例改正担当][管理本部生活安全部風俗保安課/風営法担当]で協議が行なわれ「柏市の一部区域の為に条例改正は困難」という見解が示された。たた協議過程で特区&条例担当部署は[最終的には警察の意向]とし、警察は[県条例改正は困難]としながらも[法的主旨を尊重した措置を講じた構造改革特区での規制緩和なら特区法の主旨を鑑み理解できる]という意見を示した。つまり[代替措置が有れば、所轄として特区を受け入れる]と同義であり、代替措置を含んだ本提案が採用される条件は満たしていると考えられる為、是非再検討願いたい。(別様有り)	1005700100	市町村の上位計画等に則って都市計画事業として実施される市街地再開発事業において公共・公益施設(図書館)等が整備される場合については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第３条、第４条第２項第２号の「都道府県の条例で定める地域内」を「組合の理由が認められる場合は市町村の判断で可能」にする。又は、同施行令第６条第１項ロの制限区域内における、同施行令第６条第２項ハに規定する距離基準を適応しない。	柏駅東口D街区第一種市街地再開発事業は、都市再生緊急整備地域(第三次指定)内にあり、設定目標である複合的都市機能の導入及び歩行者交通機能の整備を一体的に整備する事で、中心市街地活性化を促す先導的事業として位置づけられている。施設計画は、商業(核テナント誘致)、公共公益(図書館等)、医療(クリニックモール)等によって構成されており、まちづくり三法見直しの目的①～③機能の集約(中心市街地活性化法)②大型商業施設促進(大店立地法)③公共公益的施設誘導(都市計画法)を具体的かつ先導的的に実現する事業である。また、図書館・医療施設の導入は、都心居住機能を支援する為、周辺土地の高度利用化促進の波及効果が期待できる。	当地区は、古くから商業機能が集積し、柏市中心市街地の核として市域の発展に寄与してきたが、老朽化家屋の密集と未整備の道路等により防災上・交通機能上の問題を抱えている為、3本の都市計画道路と一体的に再開発事業を実施する事で、土地の健全な高度利用と都市機能の更新を図り、平成17年3月に合併した新たな柏市の中心市街地に相応しい都市環境整備の実現が期待されている。しかし、現状規制では、当該再開発事業に図書館等を整備した場合、これまで中心市街地地の賑わい創出に寄与してきた地区周辺に立地する規制対象店舗の新規営業許可が下りず、既存店舗の増改築等も行えない為、当該事業への理解が得られず、事業推進が困れなくなる。また、柏市第四次総合計画・中期基本計画の主要事業に位置づけられた新中央図書館整備を期間内[H22]で実現すべく今年度策定されている柏市図書館基本構想において、法的規制を緩和することで導入実現を図りたい。 ※別様あり	柏駅東口D街区第一地区市街地再開発準備組合	警察庁 経済産業省 国土交通省

01 警察庁 非予算（特区・地域再生　再々検討要請）

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置（事項名）	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	提案事項管理番号	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	提案主体名	制度の所管・関係官庁
0120160	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三条、営業許可の規制緩和	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第3条	風営法では、次に掲げる者は、都道府県公安委員会の許可を受けなければならないこととしている。 ①　キャバレーその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる営業を営もうとする者 ②　待合、料理店、カフェーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業（①に該当するものを除く。）を営もうとする者	C		風俗営業は、国民に社交と慰いの場等を与える社会的に有用な営業であるが、その業務が適正に行われないときは、善良の風俗または清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあるため、都道府県公安委員会の厳格な審査を経た上で、その営業を許可するという仕組みをとっており、また、営業するに当たっても、風営法により、一定の規制を課し、これを遵守することが求められている。 「風営法上の「接待」とは、「飲食の雰囲気を醸し出す方法により客をもてなすこと」であるが、客の接待をし、かつ、客に飲食をさせる営業は、飲食の雰囲気を助長する性質を有し、その業務が適正に行われないときは、前記のような弊害が生じることから、風俗営業として規制の対象としているところである。 したがって、客に的をし、客とともに遊興を行う等の典型的な「接待」を行うものと考えられる芸妓による「接客」を許可制の例外とする御提案は認められない。 なお、御提案の3ち、風営法第2条第1項第3号かち第6号に規定する営業については、そもそも接待行為を行わないことを前提とした営業であり、芸妓が接待行為を行う営業が該当することはないと考えられる。	右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答されたい。	熱海市は「観光は文化である」との考えで文化の発信を進めています。その中で熱海芸妓を貴しい伝統により伝統芸能の継承と芸妓文化の発信に取り組んでおります。日中観光友好年イベントをはじめ英国大使館や豪州大使館での「華の舞」の披露等各方面で日本を代表して活躍をしています。この熱海芸妓は単に客とともに遊興を行う「接待」ではなく、熱海文化の発信を行う「接待」であり、国有の文化の発信が地域住民にとっても社会的に有益な事業と認知されており少年の健全育成を阻害するものではないものと考えます。（別様あり）	C	前回回答のとおり、芸妓による「接客」が歓楽的雰囲気を醸し出す方法により客をもてなす「接待」を行うものであり、この業務が適正に行われないときは善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあり、これらの営業に固有の文化の発信という効果があるとしても、それによって上述のようなおそれが払拭されるものではない。 芸妓による「接待」を風営法における許可制の例外とする今回の御提案は認められない。	右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答されたい。	熱海市は「観光は文化である」との考えで文化の発信を進めています。その中で熱海芸妓を貴しい伝統により伝統芸能の継承と芸妓文化の発信に取り組んでおります。日中観光友好年イベントをはじめ英国大使館や豪州大使館での「華の舞」の披露等各方面で日本を代表して活躍をしています。この熱海芸妓は単に客とともに遊興を行う「接待」ではなく、熱海文化の発信を行う「接待」であり、国有の文化の発信が地域住民にとっても社会的に有益な事業と認知されており少年の健全育成を阻害するものではないものと考えます。（別様あり）	1 1 4 7 0 1 0	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三条では、風俗営業を営もうとする者は、営業所ごとに所管する都道府県公安委員会の許可を受けなければならないが、「芸妓」に特化して接客する場合に限り、同法第二条1、2、3、4、5、6に定める風俗営業については営業許可を要しないとする。	飲食店等での芸妓の営業を促進し、街の活性化をめざす。 具体的には、芸妓が飲食店等で接待を行う場合、風俗営業の許可を受けている飲食店等でなければ接待を行うことができないが、風俗営業の許可を受けていない飲食店等での接待を行うことを可能にすることにより、芸妓の営業の場が広がり、飲食店等の営業促進にもつながる。	熱海市では、温泉場の風情情緒の形成のため、芸妓文化の保存を推進しているが、近年、団体から個人家族へと旅行形態の変化により、芸妓衆の就業機会が減少し、結果芸妓衆の減少へとつながっている。そこで飲食店等での営業を可能にすることにより、営業の場を広め、飲食店等の利用も促進され、お客と出歩くことで街全体の活性化にもつながっていく。	熱海市、熱海社交業組合、熱海料飲連合会、静岡県飲食業生活衛生同業組合熱海支部、熱海芸妓置屋連合組合	警察庁
0120170	21世紀のパチンコビジネスモデル、ぱちんこ営業店内に「貸玉・貸メダル返却所を設置」	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第23条第1項第1号	ぱちんこ営業は、客に遊技球又は遊技メダルを貸し出し、客が遊技球等で遊技をした結果に応じて客に賞品を提供する営業であるところ、その営業の形態によっては客の射幸心を著しくそそるおそれがあるため、風営法において、ぱちんこ営業を営もうとする者はあらかじめ公安委員会の許可を受けなければならないこととし、著しく客の射幸心をそそるおそれのある遊技機の設置を禁止している。現金又は有価証券を賞品として提供すること。客に提供した賞品を買い取ることを禁止している。	C		ぱちんこ営業者が、遊技客の玉又はメダルを現金で買い戻すことは、ぱちんこ営業に関して現金を賞品として提供することと同じことになり、当該営業について著しく客の射幸心をそそるおそれが生じるとともに、当該営業が雑博罪に当たる行為を行っていることの評価を受ける可能性があることから、認められない。	右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答されたい。 「ぱちんこ営業に関して現金を賞品として提供することが著しく客の射幸心をそそるおそれが生じる」との御回答であるが、実際には大多数が賞品を景品交換所において現金に換金しており、当該行為と、営業店内において遊技球又は遊技メダルを現金で買い戻す行為は、結果的に遊戯客に現金が渡ることに変わりがなく、貴庁がいう「現金を賞品として提供すること」が著しく射幸心をそそる理由には当たらないと考えるが、その違いについて、一般国民に分かりやすく説明されたい。 また、パチンコ1システムの中で、現に行われている景品交換所における換金行為という実態について、貴庁のお考えを明確に示されたい。	現在の「ぱちんこ景品買取所」に対する凄惨な事件が後を絶たない現状に対し、国民の社会的不安を取り除く為に、如何なる抜本的対策を用意しているのかを御答えて下さい。また警察庁では現在「ぱちんこ景品買取所」の実体を把握し、それぞれの実態に応じて防犯体制や防犯設備の強化の指導を行っているとのことだが、犯罪がいっこうに減らない現状においては、ぱちんこ営業店内に貸玉・貸メダル返却所の設置を行うことにより、遊技客に貸出しを行った「玉・メダル」をぱちんこ営業店が現換貴買す営業を「雑博罪に当たる行為を行っている」と認められないと考えるが、直ちに違法となるものではないと考えられる。 なお、営業者が悪質に賞品を買い取るものではない場合においても、営業者と同一とみなし得る者が賞品を買い取る場合については、取締りの対象となるものと考えられる。 また、いわゆるぱちんこ景品買取所対象の強盗事件等については、依然としての発生があられることを踏まえ、景品買取所に対し、それらの発生状況等に関する情報を提供することもに、それぞれの実情に応じて防犯体制や防犯設備の強化を指導するなど、引き続きその防犯対策に力を入れてまいりたい。	C	ぱちんこ営業は、客に遊技球又は遊技メダルを貸し出し、客が遊技球等で遊技をした結果に応じて客に賞品を提供する営業であるところ、その営業の形態によっては客の射幸心を著しくそそるおそれがあるため、風営法において、ぱちんこ営業を営もうとする者はあらかじめ都道府県公安委員会の許可を受けなければならないこととし、著しく客の射幸心をそそるおそれのある遊技機の設置を禁止している。 ぱちんこ営業者が、遊技客の玉又はメダルを現金で買い戻すことは、ぱちんこ営業に関して現金を賞品として提供することと同じことになり、当該営業について著しく客の射幸心をそそるおそれが生じるとともに、当該営業が雑博罪に当たる行為を行っていることの評価を受ける可能性があることから、認められない。 「ぱちんこ営業に関して現金を賞品として提供することが著しく客の射幸心をそそるおそれが生じる」との御回答であるが、実際には大多数が賞品を景品交換所において現金に換金しており、当該行為と、営業店内において遊技球又は遊技メダルを現金で買い戻す行為は、結果的に遊戯客に現金が渡ることに変わりがなく、貴庁がいう「現金を賞品として提供すること」が著しく射幸心をそそる理由には当たらないと考えるが、その違いについて、一般国民に分かりやすく説明されたい。 また、パチンコ1システムの中で、現に行われている景品交換所における換金行為という実態について、貴庁のお考えを明確に示されたい。	右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答されたい。 ぱちんこ営業の適正化に向けて、貴庁が現在取り組んでいる方策の方向性、及び今後の対応等について、明確に示されたい。 また、再検討要請に対する回答では「現在行われている換金行為のうち、営業者と関係のない第三者が客から賞品を買い取ることは、直ちに違法となるものではない」とのことであるが、実際として「ぱちんこ景品買取所」はぱちんこ営業店と同一又は兼務の敷地にあり、尊ら当該店舗の特殊景品を買い取っており、「営業者と関係がない」とは言えないのではないか。「営業者と関係がない」ことを違法か否かの基準とするのであれば、「ぱちんこ景品買取所」についてはぱちんこ営業店との距離や買い戻る商品に占める特殊景品の比率について明確に示されたい。	右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答されたい。 ぱちんこ営業の適正化に向けて、貴庁が現在取り組んでいる方策の方向性、及び今後の対応等について、明確に示されたい。 また、再検討要請に対する回答では「現在行われている換金行為のうち、営業者と関係のない第三者が客から賞品を買い取ることは、直ちに違法となるものではない」とのことであるが、実際として「ぱちんこ景品買取所」はぱちんこ営業店と同一又は兼務の敷地にあり、尊ら当該店舗の特殊景品を買い取っており、「営業者と関係がない」とは言えないのではないか。「営業者と関係がない」ことを違法か否かの基準とするのであれば、「ぱちんこ景品買取所」についてはぱちんこ営業店との距離や買い戻る商品に占める特殊景品の比率について明確に示されたい。	1 1 5 1 0 1 0	ぱちんこ営業店内に貸玉・貸メダル返却所の設置を行うことにより、遊技客に貸出を行った「玉・メダル」をぱちんこ営業店が直接買い戻す。	文献によると、ぱちんこ営業店に来店する遊技客のほとんどが換金目的の来店であり、ぱちんこ営業店が提供する賞品の約95%が特殊景品と呼ばれる、「ぱちんこ景品買取所」に於いて換金を行うことを目的とした景品であるとされています。また他の文献によると、遊技客がぱちんこ営業店より提供を受けた賞品をぱちんこ営業者とは無関係である第三者なる「ぱちんこ景品買取所」に持込み換金する行為が戦後より現在に至るまで広く行われており、そもそも風適法により、ぱちんこ営業店は「現金又は有価証券を賞品として提供すること」が禁止されているために、この不明瞭で不健全な三店方式と呼ばれる換金行為が国民の強い換金需要を満たす為に行われているとも記されています。しかし現行の「ぱちんこ景品買取所」はパチンコ営業者とは別途の第三者であるとは断定しないために、多額の現金を保管、流通させる場となっているのにも関わらず大半が人目のつきにくい無防備で安普請な建物で行われ、この施設を狙った凶悪で凄惨な犯罪が日本全国で起きています。警察庁の犯罪統計によると「ぱちんこ景品買取所」に対する犯罪件数がここ数年全く減少しておらず、このような凶悪犯罪を未然に防ぐ為にもセキュリティ面からしっかりしたぱちんこ営業店内で「貸玉・貸メダル」の買戻しを行うことが国民を凶悪犯罪から守るためにも必要であると考えられるのであります。	株式会社玉越	警察庁
0120180	ぱちんこ営業店における賞品最高限度額の引上げを認める	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第19条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）第35条第3項	ぱちんこ営業は、客に遊技球又は遊技メダルを貸し出し、客が遊技球等で遊技をした結果に応じて客に賞品を提供する営業であるところ、その営業の形態によっては客の射幸心を著しくそそるおそれがあるため、風営法において、ぱちんこ営業を営もうとする者はあらかじめ公安委員会の許可を受けなければならないこととし、著しく客の射幸心をそそるおそれのある遊技機の設置を禁止している。 ぱちんこ営業者が、遊技客の玉又はメダルを現金で買い戻すことは、ぱちんこ営業に関して現金を賞品として提供することと同じことになり、当該営業について著しく客の射幸心をそそるおそれが生じるとともに、当該営業が雑博罪に当たる行為を行っていることの評価を受ける可能性があることから、認められない。	C		ぱちんこ営業に係る賞品の最高限度額の引上げについては、当該営業について著しく客の射幸心をそそるおそれが生じることもに、当該営業が雑博罪に当たる行為を行っていることの評価を受ける可能性があることから、認められない。	右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答されたい。 風営法において、賞品の最高限度額が1万円を超えないことと規定されているが、 ① 最高限度額の1万円という具体的な金額設定の時期及びその根拠、 ② 金額設定について、これまで改定が行われた事実があるのか、 ③ さて改定が行われた事実があるのであれば、どのような手続を経て行われたのか、 ④ 最高限度額である1万円の価格について、その商品のどのような価格（仕入れ価格、販売価格、希望小売価格等、消費税込みなのか）を1万円としているのか、 以上のことについて、明確に示されたい。 「賞品最高限度額の引上げが著しく射幸心をそそるおそれがある」との御回答であるが、1万円の賞品5個と交換する場合と、1万円の賞品1個と交換する場合とでは、貴庁がいう射幸心というものに与える影響に相違はないと考えるが、このことについて回答されたい。 貴庁のいう射幸心を抑えることについては、現に行われている出玉率を規制することで対応可能であると考え、その上、賞品最高限度額を規制することは過剰規制ではないかと考えられるが如何。	ぱちんこ営業は遊技の結果に応じて客に賞品を提供する営業であると定義されています。現在の賞品の最高限度額は平成2年に「それまでの最高限度額3千円から1万円まで引き上げられた後、今日に至るまで妥当性が検討されておらず、保通協で認可された遊技機を設置し営業している、ぱちんこ営業店にあっては適度な射幸性を保ったまっとな娯楽産業なのであり、例え賞品最高限度額を現在の1万円から3万円に引上げたとしても、雑博罪に当たる行為をしているとの評価を受けることは有り得ないのであります。また賞品の最高限度額を3万円に引上げることによって見込まれる効果としては、警察庁の方針でもある、特殊景品提供率の低下、即ちぱちんこ営業店が遊技客に提供する「ぱちんこ景品買取所」での交換を目的とする特殊景品の割合が下がり、電化製品、タバコ等の一般景品の提供割合が増加することが予測されます。当局が国民の声にもっと耳を傾け、最良の判断をされることを希望します。	C	①　平成2年、社会・経済情勢の変化等を踏まえ、著しく客の射幸心をそそることはならない額として定められた。 ②・③　賞品の最高限度額については、昭和59年の風営法改正に伴い、昭和60年から風営法施行規則により3千円と規定され、平成2年、同規則の改正により1万円に改定された。昭和4年以前は、都道府県条例に基づき、各都道府県公安委員会において必要な改定が行われてきた。 ④　消費税及び地方消費税額を含んだ一般の小売店における日常的な販売価格をいう。 1個3万円の賞品まで提供を受けることができるとした場合、1個1万円の賞品まで提供を受けることができない場合に比べて より豪奢な賞品が店頭に陳列されることを指によって、より客の射幸心がそそられることなると考えられる。 ぱちんこ営業は、客に遊技球又は遊技メダルを貸し出し、客が遊技球等で遊技をした結果に応じて客に賞品を提供する営業であるところ、その営業の形態によっては客の射幸心を著しくそそるおそれがあるとされていることから、風営法において、ぱちんこ営業を営もうとする者はあらかじめ都道府県公安委員会の許可を受けなければならないこととし、著しく客の射幸心をそそるおそれのある遊技機の設置を禁止しているほか、賞品の価格の最高限度額が1万円を超えないこと等の規制をしている。 ぱちんこ営業者が、遊技客の玉又はメダルを現金で買い戻すことは、ぱちんこ営業に関して現金を賞品として提供することと同じことになり、当該営業について著しく客の射幸心をそそるおそれが生じるとともに、当該営業が雑博罪に当たる行為を行っていることの評価を受ける可能性があることから、認められない。 特区制度の目的である、時代に適合しない陳習慣の是正と経済の活性化に、ぱちんこ業界が大いに貢献するために、前社式証票（百貨店商品券・ギフト券・ビール券）を賞品として提供することを認めて頂きたい。当社提案が雑博罪に当たる行為を行っていることの評価を受ける可能性があるとのことが認められないとの判断ですが、保通協で認可された遊技機を設置し営業している、ぱちんこ営業店にあっては適度な射幸性を保った健全な娯楽産業なのであり、例え前社式証票を賞品として提供を行った場合であっても、賞品最高限度額の範囲内で賞品として遊技客に提供を行っていのであれば、雑博罪に当たる行為を行っていることの評価を受けることはなく、地域社会から歓迎され、また国民からも評価され経済発展に貢献出来るのであります。	右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答されたい。 賞品の最高限度額である1万円の時期及び根拠について、貴庁からの再検討要請に対する回答では、「平成2年、社会・経済情勢の変化等を踏まえ、著しく客の射幸心をそそることはならない額として定められた」との回答であったが、前回の最高限度額の改定から15年以上経過している現在、貴庁のいう社会・経済情勢は「著しく変化している」と考えられる。実態にあった最高限度額に改正することはできないのか、また、今後改正する見通しはあるのか回答されたい。 「ぱちんこ営業に関して、「著しく客の射幸心をそそること」が問題となっているようだが、貴庁として具体的に射幸心を下げるために行っている方策はなにか回答されたい。 賞品の最高限度額を制限しても、遊技の結果として得られる玉・メダル や、特殊景品に交換できる上限を制限しないと、貴庁のいう射幸心は抑えられないと考えるが如何。	1 1 5 1 0 1 0	賞品最高限度額を引上げることが、結果的ぱちんこ業界が必要とする賞品を提供することなり、より遊技客の射幸心がそそられるとのことですが、ぱちんこ営業はもともも適度な射幸性を保ちつつも健全な営業がなされており、設置されている遊技台は「著しく客の射幸心をそそるおそれ」のあるものとして国家公安委員会規則で定める基準に該当しない遊技機につき認定を与え、同基準に該当しない遊技機の型式につき検定を与え、実際上は認定を得た遊技機又は型式につき検定を得た遊技機を設置することにより健全性が担保されているのであり、このことにより遊技客が時間当たりの消費金額と遊技の結果獲得出来る出玉の数量の上限が制限されていることに他ならない。ぱちんこ営業は遊技の結果に応じて賞品を提供する営業ではあるところだが、ぱちんこ営業店が上記の理由によりその健全性が担保されているのであれば、有価証券を賞品として提供した場合であっても、遊技客の射幸心を著しくそそるおそれのある営業形態に該当しないものであるとして判断されることなく、また雑博罪に該当しない行為を行っているとの評価を受けることも無いのであります。ここで改めてご質問させて頂きます。①上記理由によって健全性が担保されている、ぱちんこ営業店が遊技客に有価証券を賞品として提供することに対する問題点をわかりやすく説明して頂きたい。②現在パチンコ営業店では、ビールを賞品として提供しているところですが、例えばビール券を賞品と提供した場合と比較して、認められない理由をくわしく教えてください。これはビール券はビールにしか交換出来ない性質の商品券という観点からもご説明下さい。	風営適正化法における第7号営業に該当する、ぱちんこ営業店では、同法23条により賞品として有価証券を提供してはならないと規定されていますが、遊技客の射幸心を抑える為にも地域通過、商品券（地域振興券）又は組合等が発行する商品券をぱちんこ営業店が遊技の結果に応じて賞品として提供を行う。	現在はぱちんこ営業店では、賞品として多種多様な品揃えを行い遊技客に提供していることはありますが、最近の健康ブームや消費者の高級志向により、現行の1万円を超えない等価の物品では必ずしも遊技客に満足のいく賞品を提供しているとは言い難く、上限を3万円に引上げることにより、貯玉・再プレー制度の活用と相まって今よりも一層多品種で高額な賞品を提供することが出来ます。また今回の提案は現在の社会情勢を踏まえ、例えその物品の上限を3万円に上げたとしても、著し射幸心を煽っていることにはならないと考えられるのであります。	株式会社玉越	警察庁
0120190	ぱちんこ営業店における賞品として、地域振興券（商品券）の提供を認める	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第23条第1項第1号	ぱちんこ営業は、客に遊技球又は遊技メダルを貸し出し、客が遊技球等で遊技をした結果に応じて客に賞品を提供する営業であるところ、その営業の形態によっては客の射幸心を著しくそそるおそれがあるため、風営法において、ぱちんこ営業を営もうとする者はあらかじめ都道府県公安委員会の許可を受けなければならないこととし、著しく客の射幸心をそそるおそれのある遊技機の設置を禁止している。現金又は有価証券を賞品として提供することを禁止している。	C		ぱちんこ営業に係る賞品として、有価証券に該当する商品券の提供を可能とすることについては、当該営業について著しく客の射幸心をそそるおそれが生じるとともに、当該営業が雑博罪に当たる行為を行っていることの評価を受ける可能性があることから、認められない。	右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答されたい。 風営法において、賞品の最高限度額が1万円を超えないことと規定されているが、 ① 最高限度額の1万円という具体的な金額設定の時期及びその根拠、 ② 金額設定について、これまで改定が行われた事実があるのか、 ③ さて改定が行われた事実があるのであれば、どのような手続を経て行われたのか、 ④ 最高限度額である1万円の価格について、その商品のどのような価格（仕入れ価格、販売価格、希望小売価格等、消費税込みなのか）を1万円としているのか、 以上のことについて、明確に示されたい。 「賞品最高限度額の引上げが著しく射幸心をそそるおそれがある」との御回答であるが、1万円の賞品5個と交換する場合と、1万円の賞品1個と交換する場合とでは、貴庁がいう射幸心というものに与える影響に相違はないと考えるが、このことについて回答されたい。 貴庁のいう射幸心を抑えることについては、現に行われている出玉率を規制することで対応可能であると考え、その上、賞品最高限度額を規制することは過剰規制ではないかと考えられるが如何。	地域振興券（商品券）は地域経済の発展に大いに貢献出来る商品券であり、その流通経路にあっては概ね限定されており、ぱちんこ営業店が地域振興券（商品券）を賞品最高限度額の範囲の中で賞品として遊技客に提供することを行っていくのであれば、雑博罪に当たる行為を行っていることの評価を受けることはなく、地域社会から歓迎され、また国民からも評価され経済発展に大いに貢献出来るのであります。	C	右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答されたい。 前回回答のとおり、芸妓による「接客」が歓楽的雰囲気を醸し出す方法により客をもてなす「接待」を行うものであり、この業務が適正に行われないときは善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあり、これらの営業に固有の文化の発信という効果があるとしても、それによって上述のようなおそれが払拭されるものではない。 芸妓による「接待」を風営法における許可制の例外とする今回の御提案は認められない。	右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答されたい。 ぱちんこ営業の適正化に向けて、貴庁が現在取り組んでいる方策の方向性、及び今後の対応等について、明確に示されたい。 また、再検討要請に対する回答では「現在行われている換金行為のうち、営業者と関係のない第三者が客から賞品を買い取ることは、直ちに違法となるものではない」とのことであるが、実際として「ぱちんこ景品買取所」はぱちんこ営業店と同一又は兼務の敷地にあり、尊ら当該店舗の特殊景品を買い取っており、「営業者と関係がない」とは言えないのではないか。「営業者と関係がない」ことを違法か否かの基準とするのであれば、「ぱちんこ景品買取所」についてはぱちんこ営業店との距離や買い戻る商品に占める特殊景品の比率について明確に示されたい。	1 1 5 1 0 1 0	ぱちんこ営業店内に貸玉・貸メダル返却所の設置を行うことにより、遊技客に貸出を行った「玉・メダル」をぱちんこ営業店が直接買い戻す。	文献によると、ぱちんこ営業店に来店する遊技客のほとんどが換金目的の来店であり、ぱちんこ営業店が提供する賞品の約95%が特殊景品と呼ばれる、「ぱちんこ景品買取所」に於いて換金を行うことを目的とした景品であるとされています。また他の文献によると、遊技客がぱちんこ営業店より提供を受けた賞品をぱちんこ営業者とは無関係である第三者なる「ぱちんこ景品買取所」に持込み換金する行為が戦後より現在に至るまで広く行われており、そもそも風適法により、ぱちんこ営業店は「現金又は有価証券を賞品として提供すること」が禁止されているために、この不明瞭で不健全な三店方式と呼ばれる換金行為が国民の強い換金需要を満たす為に行われているとも記されています。しかし現行の「ぱちんこ景品買取所」はパチンコ営業者とは別途の第三者であるとは断定しないために、多額の現金を保管、流通させる場となっているのにも関わらず大半が人目のつきにくい無防備で安普請な建物で行われ、この施設を狙った凶悪で凄惨な犯罪が日本全国で起きています。警察庁の犯罪統計によると「ぱちんこ景品買取所」に対する犯罪件数がここ数年全く減少しておらず、このような凶悪犯罪を未然に防ぐ為にもセキュリティ面からしっかりしたぱちんこ営業店内で「貸玉・貸メダル」の買戻しを行うことが国民を凶悪犯罪から守るためにも必要であると考えられるのであります。	株式会社玉越	警察庁
0120200	ぱちんこ営業店における賞品として、前払式証票（百貨店商品券・ギフト券・ビール券等）の提供を認める	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第23条第1項第1号	ぱちんこ営業は、客に遊技球又は遊技メダルを貸し出し、客が遊技球等で遊技をした結果に応じて客に賞品を提供する営業であるところ、その営業の形態によっては客の射幸心を著しくそそるおそれがあるため、風営法において、ぱちんこ営業を営もうとする者はあらかじめ都道府県公安委員会の許可を受けなければならないこととし、著しく客の射幸心をそそるおそれのある遊技機の設置を禁止している。現金又は有価証券を賞品として提供することを禁止している。	C		ぱちんこ営業に係る賞品として、有価証券に該当する前払式証票の提供を可能とすることについては、当該営業について著しく客の射幸心をそそるおそれが生じるとともに、当該営業が雑博罪に当たる行為を行っていることの評価を受ける可能性があることから、認められない。	右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答されたい。 風営法において、ぱちんこ営業店内における有価証券を規制する理由如何、また、証券取引法や消費税法などの法律によって、有価証券の定義が異なるが、風営法における有価証券の定義如何。 例えば、航空機の搭乗距離数に応じ特典が得られる「マイレージ」や、デパート等で商品購入金額に応じ特典が得られる「ポイントカード」のような、それ自体現金化されていて、他人への譲渡を前提としていないものも有価証券に含まれるのか、回答されたい。 また、ぱちんこ営業店内でインターネットにより商品を注文し、注文票をもって営業店外の商店又は、自宅へ郵送して商品を受け取るような場合には、風営法上の規制が及ぶのかどうかについて、明確に示されたい。 また、この場合の注文票は有価証券に当たるのかも併せて回答されたい。 特殊景品は、実際には大多数が換金されており、有価証券に含まれない理由如何。 ぱちんこ業者が景品提供行為に当たらないとする理由如何。 貴庁の御提案は、ぱちんこ業者が、「遊技球等を客のために保管したことを表示する書面を客に発行すること」に反しないのはなぜか、明確な理由を示されたい。 さらに、「サービス」例えば、営業店内でマッサージ等の提供を受ける等 は、貴品として認められる商品の範囲に含まれるのか、回答されたい。 貴庁のいう射幸心を抑えることについては、現に行われている出玉率を規制することで対応可能であると考え、その上、有価証券を含め商品の種類を規制することは過剰規制ではないかと考えられるが如何。	地域振興券（商品券）は地域経済の発展に大いに貢献出来る商品券であり、その流通経路にあっては概ね限定されており、ぱちんこ営業店が地域振興券（商品券）を賞品最高限度額の範囲の中で賞品として遊技客に提供することを行っていくのであれば、雑博罪に当たる行為を行っていることの評価を受けることはなく、地域社会から歓迎され、また国民からも評価され経済発展に大いに貢献出来るのであります。	C	ぱちんこ営業は、客に遊技球又は遊技メダルを貸し出し、客が遊技球等で遊技をした結果に応じて客に賞品を提供する営業であるところ、その営業の形態によっては客の射幸心を著しくそそるおそれがあるため、風営法において、ぱちんこ営業を営もうとする者はあらかじめ都道府県公安委員会の許可を受けなければならないこととし、著しく客の射幸心をそそるおそれのある遊技機の設置を禁止している。 ぱちんこ営業者が、遊技客の玉又はメダルを現金で買い戻すことは、ぱちんこ営業に関して現金を賞品として提供することと同じことになり、当該営業について著しく客の射幸心をそそるおそれが生じるとともに、当該営業が雑博罪に当たる行為を行っていることの評価を受ける可能性があることから、認められない。 「ぱちんこ営業に関して現金を賞品として提供することが著しく客の射幸心をそそるおそれが生じる」との御回答であるが、実際には大多数が賞品を景品交換所において現金に換金しており、当該行為と、営業店内において遊技球又は遊技メダルを現金で買い戻す行為は、結果的に遊戯客に現金が渡ることに変わりがなく、貴庁がいう「現金を賞品として提供すること」が著しく射幸心をそそる理由には当たらないと考えるが、その違いについて、一般国民に分かりやすく説明されたい。 また、パチンコ1システムの中で、現に行われている景品交換所における換金行為という実態について、貴庁のお考えを明確に示されたい。	右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答されたい。 前回の再検討要請に対する貴庁の回答では、「ぱちんこ営業店内で客に賞品として提供する商品をインターネットにより注文する場合については、当該商品が当該賞品の提供を受けるべき自宅へ配送され、当該客が当該商品を受け入れる場合には、そのことをもって風営法違反となることはないと考えられる」との回答であった。この方式が認められたことは、ぱちんこ営業店の営業上の従来商品街等地域経済への経済効果を及ぼす可能性があることから評価できるが、同様の観点から以下のような商品提供の方法は可能であるのの回答されたい。 ①ぱちんこ営業店から近隣商店等に商品を依頼し、ぱちんこ営業店に当該商品をもってきてもらい、ぱちんこ営業店で当該商品を受け取ること。 ②　ぱちんこ営業店内で、インターネットにより百貨店等に商品の金額を登録して、当該百貨店等でその金額内で商品を選び、顧客買及び報証番号などを照合の上で、商品を受け取ること。 ③　ぱちんこ営業店内で、インターネットにより百貨店等に商品の金額を登録して、当該百貨店等でその金額内で商品を選び、顧客買及び報証番号などを照合の上で、商品を受け取ること。 ④　例えば、ぱちんこ営業店内のレストランや喫茶店で商品として飲食物を提供すること。 ⑤　客の所持するパソコン等端末に画像や音楽などデジタルコンテンツを貴品として配信すること。なお、デジタルコンテンツは当然不正コピーです者、当該端末以外では使用できないこと が前提である。 貴庁の回答では「ぱちんこ営業店内で客に賞品として提供される商品については「物品」と規定されており、いわゆるサービス行為はこれに該当しない」とのことであるが、「物品」が認められて「サービス」が認められない理由を説明されたい。例えば、貴品の最高限度額内であれば、映画のDVDの提供は認められると思うが、ぱちんこ営業店内での映画上映の提供が認められないのはなぜか。	右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答されたい。 前回の再検討要請に対する貴庁の回答では、「ぱちんこ営業店内で客に賞品として提供する商品をインターネットにより注文する場合については、当該商品が当該賞品の提供を受けるべき自宅へ配送され、当該客が当該商品を受け入れる場合には、そのことをもって風営法違反となることはないと考えられる」との回答であった。この方式が認められたことは、ぱちんこ営業店の営業上の従来商品街等地域経済への経済効果を及ぼす可能性があることから評価できるが、同様の観点から以下のような商品提供の方法は可能であるのの回答されたい。 ①ぱちんこ営業店から近隣商店等に商品を依頼し、ぱちんこ営業店に当該商品をもってきてもらい、ぱちんこ営業店で当該商品を受け取ること。 ②　ぱちんこ営業店内で、インターネットにより百貨店等に商品の金額を登録して、当該百貨店等でその金額内で商品を選び、顧客買及び報証番号などを照合の上で、商品を受け取ること。 ③　ぱちんこ営業店内で、インターネットにより百貨店等に商品の金額を登録して、当該百貨店等でその金額内で商品を選び、顧客買及び報証番号などを照合の上で、商品を受け取ること。 ④　例えば、ぱちんこ営業店内のレストランや喫茶店で商品として飲食物を提供すること。 ⑤　客の所持するパソコン等端末に画像や音楽などデジタルコンテンツを貴品として配信すること。なお、デジタルコンテンツは当然不正コピーです者、当該端末以外では使用できないこと が前提である。 貴庁の回答では「ぱちんこ営業店内で客に賞品として提供される商品については「物品」と規定されており、いわゆるサービス行為はこれに該当しない」とのことであるが、「物品」が認められて「サービス」が認められない理由を説明されたい。例えば、貴品の最高限度額内であれば、映画のDVDの提供は認められると思うが、ぱちんこ営業店内での映画上映の提供が認められないのはなぜか。	1 1 5 1 0 1 0	ぱちんこ営業店内で客に賞品として提供する商品をインターネットにより注文する場合については、当該商品が当該賞品の提供を受けるべき自宅へ配送され、当該客が当該商品を受け入れる場合には、そのことをもって風営法違反となることはないと考えられる」との回答であった。この方式が認められたことは、ぱちんこ営業店の営業上の従来商品街等地域経済への経済効果を及ぼす可能性があることから評価できるが、同様の観点から以下のような商品提供の方法は可能であるのの回答されたい。 ①ぱちんこ営業店から近隣商店等に商品を依頼し、ぱちんこ営業店に当該商品をもってきてもらい、ぱちんこ営業店で当該商品を受け取ること。 ②　ぱちんこ営業店内で、インターネットにより百貨店等に商品の金額を登録して、当該百貨店等でその金額内で商品を選び、顧客買及び報証番号などを照合の上で、商品を受け取ること。 ③　ぱちんこ営業店内で、インターネットにより百貨店等に商品の金額を登録して、当該百貨店等でその金額内で商品を選び、顧客買及び報証番号などを照合の上で、商品を受け取ること。 ④　例えば、ぱちんこ営業店内のレストランや喫茶店で商品として飲食物を提供すること。 ⑤　客の所持するパソコン等端末に画像や音楽などデジタルコンテンツを貴品として配信すること。なお、デジタルコンテンツは当然不正コピーです者、当該端末以外では使用できないこと が前提である。 貴庁の回答では「ぱちんこ営業店内で客に賞品として提供される商品については「物品」と規定されており、いわゆるサービス行為はこれに該当しない」とのことであるが、「物品」が認められて「サービス」が認められない理由を説明されたい。例えば、貴品の最高限度額内であれば、映画のDVDの提供は認められると思うが、ぱちんこ営業店内での映画上映の提供が認められないのはなぜか。	1 1 5 1 0 1 0	ぱちんこ営業店内で客に賞品として提供する商品をインターネットにより注文する場合については、当該商品が当該賞品の提供を受けるべき自宅へ配送され、当該客が当該商品を受け入れる場合には、そのことをもって風営法違反となることはないと考えられる」との回答であった。この方式が認められたことは、ぱちんこ営業店の営業上の従来商品街等地域経済への経済効果を及ぼす可能性があることから評価できるが、同様の観点から以下のような商品提供の方法は可能であるのの回答されたい。 ①ぱちんこ営業店から近隣商店等に商品を

01 警察庁 非予算 (特区・地域再生　再々検討要請)

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの再意見	提案事項管理番号	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	提案主体名	制度の所管・関係官庁
0120210	ぱちんこ営業店における賞品として、前払式証票(施設または場所に係る入場券)の提供を認める。	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第23条第1項第1号	ぱちんこ営業は、客に遊技球又は遊技メダルを貸し出し、客が遊技球等で遊技をした結果に応じて客に賞品を提供する営業であるところ、その営業の形態によっては客の射幸心をそそるおそれがあるため、風営法において、ぱちんこ営業を営もうとする者はあらかじめ都道府県公安委員会の許可を受けなければならないとされ、著しく客の射幸心をそそるおそれのある遊技機の設置を禁止しているほか、現金又は有価証券を賞品として提供することを禁止している。	C		ぱちんこ営業に係る賞品として、有価証券に該当する前払式証票の提供を可能とすることについては、当該営業について著しく客の射幸心をそそるおそれが生じるとともに、当該営業が賭博罪に当たる行為を行っているとの評価を受ける可能性があることから、認められない。	右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答されたい。 「風営法において、ぱちんこの賞品としての有価証券を規制する理由如何。また、証券取引法や消費税法などの法律によって、有価証券の定義が異なるが、風営法における有価証券の定義如何。 例えば、航空機の接続距離数に応じ特典が得られる「マイレージ」や、デパート等で商品購入金額に応じ特典が得られる「ポイントカード」のような、それ自体現金化されないで、他人への譲渡を前提としていないものも有価証券に含まれるのか、回答されたい。 また、ぱちんこ営業店内でインターネットにより商品を注文し、注文票をもって営業店外の商店又は、自宅へ郵送して商品を受け取るような場合には、風営法上の規制が及ぶのか回答されたい。また、この場合の注文票は有価証券に当たるのか併せて回答されたい。 特殊景品は、実際には大多数が換金されているが、有価証券に含まれない理由如何。 ぱちんこカードが有価証券に当たらないとする理由如何。 貯玉制度は、風営法第3条第4号の「遊技球等を客のために保管したこと」に反しないのはなぜか。明確な理由を示されたい。 さらに、「サービス」例えば、営業店内でマッサージ等の提供を受ける等'は、賞品として認められる商品の範囲に含まれるのか、回答されたい。 貯玉のいう射幸心を抑えることについては、現行行われている出球率を規制することで対応可能であると考えれ、その上、有価証券を含め商品の種類を規制することは過剰規制ではないかと考えられるが如何。	当社提案である期限の定めのある前払式証票(映画鑑賞券等)とは、賞品最高限度額の範囲であることは言うまでもなく、1枚の金額が概ね安価であり、著しく射幸心をそそるおそれのある賞品とは全く異なるものである。遊技客の幅広い賞品要求にこたえる為にも、「著しく客の射幸心をそそるおそれがあり、賭博罪に当たる行為を行っているとの評価を受ける可能性があること」の判断から不許可にするのではなく、特区として是非一度認めて頂き、賞品提供としての妥当性を検証して頂きたい。	C		ばちんこ営業は、客に遊技球又は遊技メダルを貸し出し、客が遊技球等で遊技をした結果に応じて客に賞品を提供する営業であるところ、その営業の形態によっては客の射幸心をそそるおそれがあるため、風営法における有価証券に該当するとされている。こうした観点から、風営法における有価証券は、財産上の権利が化体した証券であって、その機能からいって現金に準ずるものであり、営業上換金の対象とされ得るものをいうと解される。 特定の航空会社の航空機に搭乗した距離に応じて特典が得られるいわゆるマイレージカードや、デパート等で商品購入金額に応じ特典が得られるいわゆるポイントカードについては、その仕組みによるが、当該カードを他人へ譲渡することにより、当該カードに化体されている財産上の権利を他人へ譲渡することが事実上可能であるのであれば、風営法上の有価証券に該当するおそれがあるものと解される。 ぱちんこ営業店内で客に賞品として提供する商品をインターネットにより注文した商品とする場合について、いわゆる注文票なるものをもって営業店外の商店で当該商品を受け取る場合には、当該注文票が有価証券に該当する可能性があるものと解され、風営法違反となるおそれが認められる。しかし、当該商品が当該賞品の提供を受けるべき客の自宅へ配送され、当該客が当該商品を受け取る場合には、そのことをもって風営法違反となることはないものと考えられる。 御指摘の特典景品やぱちんこカードなるものの実態は、前述の通りであり、その内容により判断されるべきものと考えられる。 営業所内での会員カード等を利用して当該営業所内のコンピュータ等において当該会員が獲得した遊技球等の数量を管理するいわゆる貯玉制度において、当該数量を当該会員カード等に電磁的方法その他の方法により記録することもしないものについては、風営法第2条第1項第4号が規定する「遊技球等を客のために保管したこと」を前提とする意義を客に与えたことにならないものと解される。 ぱちんこ営業により提供される賞品については「物品」と規定されており、いわゆるサービス行為はこれに該当しない。 ぱちんこ営業は、客に遊技球又は遊技メダルを貸し出し、客が遊技球等で遊技をした結果に応じて客に賞品を提供する営業であるところ、その営業の形態によっては客の射幸心をそそるおそれがあるため、風営法において、ぱちんこ営業を営もうとする者はあらかじめ都道府県公安委員会の許可を受けなければならないことと、著しく客の射幸心をそそるおそれのある遊技機の設置を禁止しているほか、現金又は有価証券を賞品として提供することを禁止している。 貯玉のいう射幸心を抑えることについては、現行行われている出球率を規制することで対応可能であると考えれ、その上、有価証券を含め商品の種類を規制することは過剰規制ではないかと考えられるが如何。 右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答されたい。 「風営法において、ぱちんこの賞品としての有価証券を規制する理由如何。また、証券取引法や消費税法などの法律によって、有価証券の定義が異なるが、風営法における有価証券の定義如何。 例えば、航空機の接続距離数に応じ特典が得られる「マイレージ」や、デパート等で商品購入金額に応じ特典が得られる「ポイントカード」のような、それ自体現金化されないで、他人への譲渡を前提としていないものも有価証券に含まれるのか、回答されたい。 また、ぱちんこ営業店内でインターネットにより商品を注文し、注文票をもって営業店外の商店又は、自宅へ郵送して商品を受け取るような場合には、風営法上の規制が及ぶのか回答されたい。また、この場合の注文票は有価証券に当たるのか併せて回答されたい。 特殊景品は、実際には大多数が換金されているが、有価証券に含まれない理由如何。 ぱちんこカードが有価証券に当たらないとする理由如何。 貯玉制度は、風営法第3条第4号の「遊技球等を客のために保管したこと」に反しないのはなぜか。明確な理由を示されたい。 さらに、「サービス」例えば、営業店内でマッサージ等の提供を受ける等'は、賞品として認められる商品の範囲に含まれるのか、回答されたい。 貯玉のいう射幸心を抑えることについては、現行行われている出球率を規制することで対応可能であると考えれ、その上、有価証券を含め商品の種類を規制することは過剰規制ではないかと考えられるが如何。	宝くじを賞品として提供することは、著しく射幸心をそそるおそれのある賞品を提供することには全く異なるものである。ぱちんこ営業店で宝くじを賞品として提供することにより、宝くじ収益金増加が見込まれ、収益金が公共事業等に使われるメリットは回りしたいない。仮にぱちんこ営業店で宝くじを提供することで、国家、国民、地域経済に対して何らかの不都合が生じるのであれば是非教えて頂きたい。	C		ばちんこ営業は、客に遊技球又は遊技メダルを貸し出し、客が遊技球等で遊技をした結果に応じて客に賞品を提供する営業であるところ、その営業の形態によっては客の射幸心をそそるおそれがあるため、風営法における有価証券に該当するとされている。こうした観点から、風営法における有価証券は、財産上の権利が化体した証券であって、その機能からいって現金に準ずるものであり、営業上換金の対象とされ得るものをいうと解される。 特定の航空会社の航空機に搭乗した距離に応じ特典が得られるいわゆるマイレージカードや、デパート等で商品購入金額に応じ特典が得られるいわゆるポイントカードについては、その仕組みによるが、当該カードを他人へ譲渡することにより、当該カードに化体されている財産上の権利を他人へ譲渡することが事実上可能であるのであれば、風営法上の有価証券に該当するおそれがあるものと解される。 ぱちんこ営業店内で客に賞品として提供する商品をインターネットにより注文した商品とする場合について、いわゆる注文票なるものをもって営業店外の商店で当該商品を受け取る場合には、当該注文票が有価証券に該当する可能性があるものと解され、風営法違反となるおそれが認められる。しかし、当該商品が当該賞品の提供を受けるべき客の自宅へ配送され、当該客が当該商品を受け取る場合には、そのことをもって風営法違反となることはないものと考えられる。 御指摘の特典景品やぱちんこカードなるものの実態は、前述の通りであり、その内容により判断されるべきものと考えられる。 営業所内での会員カード等を利用して当該営業所内のコンピュータ等において当該会員が獲得した遊技球等の数量を管理するいわゆる貯玉制度において、当該数量を当該会員カード等に電磁的方法その他の方法により記録することもしないものについては、風営法第2条第1項第4号が定める「遊技球等を客のために保管したこと」を前提とする意義を客に与えたことにならないものと解される。 ぱちんこ営業により提供される賞品については「物品」と規定されており、いわゆるサービス行為はこれに該当しない。 ぱちんこ営業は、客に遊技球又は遊技メダルを貸し出し、客が遊技球等で遊技をした結果に応じて客に賞品を提供する営業であるところ、その営業の形態によっては客の射幸心をそそるおそれがあるため、風営法において、ぱちんこ営業を営もうとする者はあらかじめ都道府県公安委員会の許可を受けなければならないことと、著しく客の射幸心をそそるおそれのある遊技機の設置を禁止しているほか、現金又は有価証券を賞品として提供することを禁止している。 貯玉のいう射幸心を抑えることについては、現行行われている出球率を規制することで対応可能であると考えれ、その上、有価証券を含め商品の種類を規制することは過剰規制ではないかと考えられるが如何。	右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答されたい。 「法令を遵守する店舗については深夜営業規制の緩和などを行なう調査では、既に廃業して営業実態がないものを除き、すべての営業所において時間外営業等の風営法違反が認められたところであり、「法令を遵守する店舗」の実態は認められなかったものと承知している。このような状況や「風営法では提案者のようなコンプライアンスを重視する企業が公正な競争ができる環境が確保されていないのではないか」との指摘を踏まえ、警察では、違法営業に対する取締りを強化する方針で ニーズとして定着している。このような方法で、法令の遵守を徹底し、マーケットの ニーズとして定着している。このような方法で、法令の遵守を徹底し、マーケットの 拡大を図ることが、業界の健全な育成に資するものと考えている。 加えて、提案主体によれば「現実には殆どの店舗が法令外の深夜営業を行っており、深夜はトラブルが起こった際には、法令外のために警察に通報しにくい等、防犯上問題点がある経営環境である」とのことであるが、警察においては、上述のとおり違法行為に対する取締りを適切かつ厳格に行っていくことであり、現に違法な深夜営業が行われていることを理由として、このような営業を容認することはできない。 以上の理由から、今回の御提案は認められない。	C		「法令を遵守する店舗」については深夜営業規制の緩和などを行なう調査では、既に廃業して営業実態がないものを除き、すべての営業所において時間外営業等の風営法違反が認められたところであり、「法令を遵守する店舗」の実態は認められなかったものと承知している。このような状況や「風営法では提案者のようなコンプライアンスを重視する企業が公正な競争ができる環境が確保されていないのではないか」との指摘を踏まえ、警察では、違法営業に対する取締りを強化する方針で ニーズとして定着している。このような方法で、法令の遵守を徹底し、マーケットの 拡大を図ることが、業界の健全な育成に資するものと考えている。 加えて、提案主体によれば「現実には殆どの店舗が法令外の深夜営業を行っており、深夜はトラブルが起こった際には、法令外のために警察に通報しにくい等、防犯上問題点がある経営環境である」とのことであるが、警察においては、上述のとおり違法行為に対する取締りを適切かつ厳格に行っていることであり、現に違法な深夜営業が行われていることを理由として、このような営業を容認することはできない。 以上の理由から、今回の御提案は認められない。	1 1 5 9 0 5 0 1 0 0	ばちんこ営業店が遊技の結果に応じて、前払式証票(施設または場所に係る入場券)、例えば「映画・野球・演劇・演芸・音楽・遊園地・美術館・動物園・博覧会の入場券等」をばちんこ営業店が遊技の結果に応じて賞品として提供を行う。	風営適正化法における第7号営業に該当する、ぱちんこ営業店では、同法23条により賞品として有価証券を提供してはならないと規定されていますが、期限の定めのある前払式証票(施設または場所に係る入場券)「映画・野球・演劇・演芸・音楽・遊園地・美術館・動物園・博覧会の入場券等」をばちんこ営業店が遊技の結果に応じて賞品として提供を行う。	ばちんこ営業は遊技客が遊技をした結果に応じて、賞品を提供する営業と定義されています。現在国民の余暇を楽しむスタイルも様々であります。ばちんこ営業店が遊技の結果に応じて、映画鑑賞券やプロ野球入場券等の前払式証票を提供することにより、遊技客の幅広い賞品要求に答えることが出来ます。また1枚あたりの金額が遊技球等の数量に対応する金額と等価の物品の上限を超えなければ著しく射幸心を煽る賞品提供にはならないと考えられるのであります。	株式会社玉越	警察庁
0120220	ぱちんこ営業店における賞品として、宝くじの提供を認める	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第23条第1項第1号	ぱちんこ営業は、客に遊技球又は遊技メダルを貸し出し、客が遊技球等で遊技をした結果に応じて客に賞品を提供する営業であるところ、その営業の形態によっては客の射幸心をそそるおそれがあるため、風営法において、ぱちんこ営業を営もうとする者はあらかじめ都道府県公安委員会の許可を受けなければならないことと、著しく客の射幸心をそそるおそれのある遊技機の設置を禁止しているほか、現金又は有価証券を賞品として提供することを禁止している。	C		ばちんこ営業に係る賞品として、有価証券に該当する宝くじの提供を可能とすることについては、当該営業について著しく客の射幸心をそそるおそれが生じるとともに、当該営業が賭博罪に当たる行為を行っているとの評価を受ける可能性があることから、認められない。	右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答されたい。 「風俗営業については、都道府県公安委員会の厳格な審査を経た上で、その営業を許可する仕組みをとっており、また、営業を営むことに当たって、風営法により、一定の規制を課し、これを遵守し営業することが求められている。 深夜における営業制限については、深夜は、一般的に、人が欲酒の影響等により理性を失いやすい時間帯であり、このような時間帯に風俗営業を営むことは、ともすると享楽的雰囲気を助長し、風俗上の規範を逸脱するなどの問題が発生するおそれが高いことなどから設けられた規制である。また、深夜においては、当該営業に関し、騒音・振動の発生や酔客による迷惑行為の多発、暴力団等の素行不良者の いま など営業所周辺の風俗環境を害する問題を誘発するおそれが極めて高いため、善良の風俗保持等の観点から、深夜における営業を引き続き制限する必要がある。 なお、仮に御提案のとおり午前中の通学時間帯の営業時間を規制する必要があるとしても、深夜営業を認める直接の理由とはならないことから、御提案は認められない。 (2)について 「午前中の営業については、(住居集合地域)及び(その他の地域のうち、住居の用に併せて商業等の用に供されている地域で、住居が相当数集合しているため、早朝におけるこれらの地域の風俗環境の保全につき特に配慮を必要とするもの)について条例で制限できるほか、条例で定める種類の風俗営業については、客の頻繁な出入り、営業活動に伴う騒音の発生その他の事情による良好な風俗環境への影響が大きいと認められる地域につき、午前10時までの時間において営業を営んではならない時間を指定することができることとされている。 現に、東京都条例において、ディスコ営業は住居集合地域で午後11時から翌日の午前10時まで営むことが禁止されており、ぱちんこ営業等についても、都内全域で午後11時から翌日の午前10時まで営むことが禁止されているところである。 しかがって、御提案については、東京都における風営法施行条例の改正の検討の中で考慮され、実現することが可能であるものと考えられる。	右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答されたい。 「風営業については、都道府県公安委員会の厳格な審査を経た上で、その営業を許可する仕組みをとっており、また、営業を営むことに当たって、風営法により、一定の規制を課し、これを遵守し営業することが求められている。」とのことであるが、提案者や周辺住民からは、そもそも消費者はディスコは当然に「深夜営業している」という認識であり、実際には風俗営業の許可を取っても深夜営業を行うディスコやそもそも風俗営業の許可を取らずに客を踊らせるパブ、カラオケ、ライブハウスなど類似の業態が横行し、規制と実態が全く乖離した状態にあると聞いている。「深夜においては、当該営業に関し、騒音・振動の発生や酔客による迷惑行為の多発、暴力団等の素行不良者のい集など営業所周辺の風俗環境を害する問題を誘発するおそれが極めて高い」との指摘であるが、違法に深夜営業を行っている店舗が横行し、風営法の下で適切な対応が求められないことがこのような問題を招いているのではないか。また、風営法では提案者のようなコンプライアンスを重視する企業が公正な競争ができる環境が確保されていないのではないか。 以上の点を踏まえ、風俗環境を害する問題を招いている悪質な店舗に厳しく規制する一方で、法令を遵守する店舗については深夜営業規制の緩和するなど一定の優遇措置を受けられるようにするといった実効性ある規制とすべく、風営法を抜本的に見直すべきと考えるが、提案者や周辺住民の思いを真摯に受け止めた上で、再度検討し回答されたい。	C		(1)について 風俗営業は、国民に社交と憩いの場等を与える社会的に有用な営業であるが、その業務が適正に行われないときは、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあるため、都道府県公安委員会の厳格な審査を経た上で、その営業を許可するという仕組みをとっており、また、営業を営むことに当たっても、風営法により、一定の規制を課し、これを遵守し営業することが求められている。 深夜における営業制限については、深夜は、一般的に、人が欲酒の影響等により理性を失いやすい時間帯であり、このような時間帯に風俗営業を営むことは、ともすると享楽的雰囲気を助長し、風俗上の規範を逸脱するなどの問題が発生するおそれが高いことなどから設けられた規制である。また、深夜においては、当該営業に関し、騒音・振動の発生や酔客による迷惑行為の多発、暴力団等の素行不良者のい集など営業所周辺の風俗環境を害する問題を誘発するおそれが極めて高いため、善良の風俗保持等の観点から、深夜における営業を引き続き制限する必要がある。 なお、仮に御提案のとおり午前中の通学時間帯の営業時間を規制する必要があるとしても、深夜営業を認める直接の理由とはならないことから、御提案は認められない。 (2)について 「午前中の営業については、(住居集合地域)及び(その他の地域のうち、住居の用に併せて商業等の用に供されている地域で、住居が相当数集合しているため、早朝におけるこれらの地域の風俗環境の保全につき特に配慮を必要とするもの)について条例で制限できるほか、条例で定める種類の風俗営業については、客の頻繁な出入り、営業活動に伴う騒音の発生その他の事情による良好な風俗環境への影響が大きいと認められる地域につき、午前10時までの時間において営業を営んではならない時間を指定することができることとされている。 現に、東京都条例において、ディスコ営業は住居集合地域で午後11時から翌日の午前10時まで営むことが禁止されており、ぱちんこ営業等についても、都内全域で午後11時から翌日の午前10時まで営むことが禁止されているところである。 しかがって、御提案については、東京都における風営法施行条例の改正の検討の中で考慮され、実現することが可能であるものと考えられる。	平成21年中の来日外国人犯罪の検挙件数が過去最多を更新するなど、来日外国人犯罪をめぐる情勢は厳しさを増している。厳しい雇用情勢にもかかわらず、就労を目的として来日する外国人は依然として多く、不法に就労するものも少なくない。この半世紀不法滞在者でもあるとされるが、不法就労より5倍効率的に金銭を得る手段として犯罪に手を染める者も多く、大量の不法滞在者は来日外国人犯罪の温床となっていることが指摘されている。我が国は、平成16年からの3年間で不法滞在者を半減させるとを政府目標として掲げ、これを達成するため、警察では、入国管理局との合同捜索を積極的に行っているところである。 提案に係る制度は、当庁の所管するものではないが、提案の「特定のエリア」に入る外国人について要港地上陸の許可を不要とすることも場合、これを利用した不法入国等が行われるおそれがあることから、治安に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する所要の措置が講じられない限り、御提案を認めることは妥当ではないと考える。	右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答されたい。	C		「入出国規制の緩和エリア」を設置することにより、当該エリアを利用した不法入国が行われるおそれや、「緩和エリア」において偽変造旅券等の違法物件の受渡しがなされるおそれ、「緩和エリア」を横的としたテロのおそれなどが想定されることから、御提案を認めることは妥当ではないと考える。 なお、「エリアの周囲には高い塀を巡らせ、境界部への接近感知器を設けるなどの措置がとられる」ことにより不法入国の防止等が十分に図れるのかについては、十分に検討がなされる必要があると考える。	右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答されたい。 「当然のように、現在のテロ・不正入国等に対する現状は理解しているつもりであるが、だからといって国民の安全の利益や、これに付随する国の利益やイメージアップを無視するわけには行かないのです。これに対する対策として完ぺき、ハード面では、エリアの周囲には高い塀をめぐらせ、境界部への接近感知器を設けるなどの措置が取られることを前提としている。<br　これにより、現状における海からの侵入などに比して相当に優しいガードが可能になる。<br　また、ソフト面では、一つの運営法人（ANAなどによる空港運営のイメージ）が代表して運営する事で、侵入の際には調査費用の負担をすることや、安全面への技術を容易にすることが出来る体制をとることが可能となる。<br　最後に、ダメというのでは特区の意義に汚れるので「この面はどうするか？」とか責任の不安な要素より払拭するような回答方法をお願いします。	1 0 8 0 1 0 3 0	空港に隣接した「特定のエリア」の中に、様々な「アミューズメント施設」や「つらぎ」・「日本文化」などの設えを整備し、そのエリア内では経由客が見られた日数（2～3泊程度）を仮出入国手続及びトランジットビザなしで、手軽に宿泊滞在ができるように、出入国管理の規制を緩和する。	このエリアは、「仮出入国手続」及び「トランジットビザ」が不要であるため、①トランジット客が容易に日本の特定エリア内でショッピングをはじめとする様々な活動を通じ、時間の有効活用はもとより、商業活動の活性化を目指す。②この特定エリアを日本人にも条件付で開放し、外国に旅行したような演出を提供し、購買意欲等を駆り立てる。等の両面から商業等の活性化に寄与する効果を期待するものである。 一方、売り上げにかかる消費税・所得税・ホテル税などの税収効果も期待でき、行政としてもメリットがあると判断している。 なお、あくまでも空港に隣接したものであり、人工的に囲われた領域を考えており、「平成版長崎の出島」と考えてもらいたい。 ※別紙説明図あり	誘致から大難産を乗り越えて我々千葉県の成田にできた国際空港。 現在、その空港という国家的インフラを地域にとって有効利用するまでにはまだ至っていないのは、との考えから「仮出入国手続」及び「トランジットビザ」の規制緩和を行い、併せて特別商業エリアの創設により、これらを取り巻く経済環境の活性化を目指すものである。 このことにより、特に千葉県に国際空港があることで、県民に取って大きなメリットがあることへの再認識につながれば、との思いも込められている。 なお、「特定のエリア」を利用する日本人に関しては、「許可」と「チェック」、そして関税相当の「入場料」を課す必要があると考える。 また、購入金額の上限を入場料金にリンクし、設定するような条件も考えられる。	株式会社ヴェルファーレ・エンタテインメント	警察庁
0120230	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関するエコの営業時間の制限	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第13条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和59年政令第319号)第7条の2、第8条	(1)　風営法では、午前零時(都道府県が習慣的行事その他の特別な事情のある日として条例で定める日にあっては当該事情のある地域として当該条例で定める地域内は午前零時以後において条例で定める時、当該条例で定める日以外の日にあっては午前1時まで風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域として政令で定める基準に従い都道府県の条例で定める地域内に限り午前1時(から日出時まで)の時間において、風俗営業を営むことを禁止している。 (2)　また、この規制に加え、都道府県は、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があるときは、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、地域を定めて、風俗営業の営業時間を制限することができる。	C		風営法において、ぱちんこの賞品としての有価証券を規制する理由如何。また、証券取引法や消費税法などの法律によって、有価証券の定義が異なるが、風営法における有価証券の定義如何。 例えば、航空機の接続距離数に応じ特典が得られるいわゆるマイレージ、や、デパート等で商品購入金額に応じ特典が得られる「ポイントカード」のような、それ自体現金化されないで、他人への譲渡を前提としていないものも有価証券に含まれるのか、回答されたい。 また、ぱちんこ営業店内でインターネットにより商品を注文し、注文票をもって営業店外の商店又は、自宅へ郵送して商品を受け取るような場合には、風営法上の規制が及ぶのか回答されたい。また、この場合の注文票は有価証券に当たるのか併せて回答されたい。 特殊景品は、実際には大多数が換金されているが、有価証券に含まれない理由如何。 ぱちんこカードが有価証券に当たらないとする理由如何。 貯玉制度は、風営法第3条第4号の「遊技球等を客のために保管したこと」に反しないのはなぜか。明確な理由を示されたい。 さらに、「サービス」例えば、営業店内でマッサージ等の提供を受ける等'は、賞品として認められる商品の範囲に含まれるのか、回答されたい。 貯玉のいう射幸心を抑えることについては、現行行われている出球率を規制することで対応可能であると考えれ、その上、有価証券を含め商品の種類を規制することは過剰規制ではないかと考えられるが如何。	当庁の所管するものではないが、提案の「特定のエリア」に入る外国人について要港地上陸の許可を不要とすることも場合、これを利用した不法入国等が行われるおそれがあることから、治安に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する所要の措置が講じられない限り、御提案を認めることは妥当ではないと考える。	C		「法令を遵守する店舗」については深夜営業規制の緩和などを行なう調査では、既に廃業して営業実態がないものを除き、すべての営業所において時間外営業等の風営法違反が認められたところであり、「法令を遵守する店舗」の実態は認められなかったものと承知している。このような状況や「風営法では提案者のようなコンプライアンスを重視する企業が公正な競争ができる環境が確保されていないのではないか」との指摘を踏まえ、警察では、違法営業に対する取締りを強化する方針で ニーズとして定着している。このような方法で、法令の遵守を徹底し、マーケットの 拡大を図ることが、業界の健全な育成に資するものと考えている。 加えて、提案主体によれば「現実には殆どの店舗が法令外の深夜営業を行っており、深夜はトラブルが起こった際には、法令外のために警察に通報しにくい等、防犯上問題点がある経営環境である」とのことであるが、警察においては、上述のとおり違法行為に対する取締りを適切かつ厳格に行っていることであり、現に違法な深夜営業が行われていることを理由として、このような営業を容認することはできない。 以上の理由から、今回の御提案は認められない。	右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答されたい。 「前回の再検討要請に対する貴庁の回答では、「警視庁では、六本木地区における風俗営業等の営業実態を把握するため、風営法に基づき、ディスコの営業所に対する立入調査を随時実施しており、現に違法営業が多数把握されていることから、営業停止命令を含めた適切かつ厳格な対応をしているものと認識している。」とのことであるが、提案者からの再意見にあるように、警視庁では本提案を踏まえ法令外に深夜営業を行うディスコ（風営法の許可を取っている店舗）に照られる一への取締りを強化しているようであるが、にもかかわらず「指どの店舗が次の日より、法令外の深夜営業を行っているのが現状で、「誠ごっこ」になっていると言わざるを得ない。今後とも、深夜営業を行うディスコへの取締りを一層強化していくとしても、重要犯罪が増加する一方で検挙率が低下しているなか、ディスコの業務に対して多大な人員と時間を割くことは警察行政として現実的でなく、深夜営業を行うディスコ（風営法の許可を取っていない店舗）を規制することは不可能であると思われる。また、言葉も、本提案に関して、周辺住民と意見交換したが、六本木地区は東京を代表する繁華街という夜の側面と、学生・ビジネス街という昼の側面という両面があり、にぎわいと安心・安全が両立できるまちづくりが求められることから、深夜は規制緩和し営業機会を確保する一方で、通勤・通学時間帯である午前中は逆に規制緩和するという本提案は環境にできるの意見が多かった。なお、8月11日発行の毎日新聞朝刊の記事において、同紙の識百から「現行の風営法が六本木の実情にあっていない」との六本木商店街振興組合の方のご意見が示されているとこころである。このような現状を踏まえ、各地域が商業者、地権者、自治会、地方公共団体、警察など関係者で構成される「まちづくり協議会」を設置し、地域の実情を踏まえ、騒音・防犯・青少年の健全育成など周辺住民等に対する影響への取組を進めることを前提として、深夜営業を含むディスコの営業時間を主体的に決められるよう、風営法の抜本的見直しができないの真摯な検討し回答されたい。 なお、ディスコの深夜営業に係る規制緩和については、提案者や周辺住民にとって切実なものであることから、地元警察署や警視庁に住せて又（のでなく、貴庁においても、提案者や周辺住民から意見を聴き、風営法自体の問題として受け止め、検討されたい。 また、風営法における営業時間については、過去にも国民の生活時間の変化に合わせて見直してきており、昭和51年には当時午後11時までの営業だったものが午前1時まで延長し、平成13年には条例で定める地域では午前1時から午前1時までの延長を認めたという経緯があったと承知している。加えて、国民の生活時間にかかる文献（国民生活時間調査：NHK出版）を基に、国民のレジャー活動に当てている時間帯の割合を調査したところ、全国で午前12時にレジャー活動をしている国民の割合が、約0.9年度で、7%だったものが、最近は1、4%まで増加しており、また、最近の0．7%の割合となっている時間帯をみると、午前1時30分頃であった。この結果を踏まえれば、少なくとも全国では午前1時30分まで、六本木地区のような条例で定める地域では更に1時間程度延長することが適当であると考えられるが、この点についても検討し回答されたい。	1 1 5 9 0 5 0 1 0 0	六本木地区における法令外の深夜営業を行うディスコ（風営法許可店舗）への取締りは、7月後半の2～3週間に渡って実施されたが、殆どの店舗が次の日より、法令外の深夜営業を行っているのが現状であり、警察庁の回答にある「立入り検査を随時実施し、営業停止命令を含めた適切かつ厳格な対応をしている」とは程遠い状況にあります。六本木地区だけの問題ではありますまいが、この状況は過去数十年においても同じ状況であります。取締りの強化の要請が第一の目的ではございませんが、まさにこのような状況は、制度と運用、実態、社会的趨勢が合っていないことに起因しているのではないでしょうか。再度のご検討をお願いいたします。	「六本木のライフスタイルに合わせ、深夜営業の規制緩和と早朝から昼の時間帯の規制強化を併せて実施」六本木地区の賑わいのある魅力的なまちづくりのためにディスコの深夜の営業時間の規制緩和を行う。具体的効果としては、地域への経済効果、雇用創出、観光業の振興、国際文化交流が見込まれる。早朝及び午前中の営業を規制し、居住者、通勤者、通学者の日中の安全な生活を促進する。	にぎわいのある夜の繁華街としての側面と、通学・通勤・ショッピング等の要因を持つ昼の街としての側面を併せ持つ六本木地区。この両面を考慮しつつ、提案いたします。提案の内容は、マーケットの需要と六本木地区の特性を考慮して、深夜時間帯の営業を緩和し、賑わいのあるまちづくりを進めつつ、安全・安心の面での対策を行っていくことです。現在の六本木地区では朝の通学・通勤の時間帯に営業を行っている店舗・酒類提供店が多く、通学時間帯の環境に好ましくない、地域の住民が悪感するところ系的、この対策が必要です。六本木のまちづくり、地域再生については、地域全体で考えてゆかねばならないことであり、既にそのような取り組みも始まっているところですが、計画・実施までに年月を要すると想定されるため、具体的に要望のあった通学時間帯の営業時間規制については、地域の要請にも基づき、この度特区提案に盛り込む次第となったものです。	株式会社ヴェルファーレ・エンタテインメント	警察庁
0120240	入出国規制の緩和エリアを設置することによる国際観光ルートの活性化と空港周辺地域商業の発展（国際経由空港）	出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)	本邦を経由して本邦外の地域に赴こうとする外国人が我が国に上陸することを希望する場合には、同法第14条の規定により、寄港地上陸の許可（第14条）を受けなければならないこととされている。	C		右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答されたい。	当然のように、現在のテロ・不正入国等に対する現状は理解しているつもりであるが、だからといって国民の安全の利益や、これに付随する国の利益やイメージアップを無視するわけには行かないです。これに対する対策として完ぺき、ハード面では、エリアの周囲には高い塀をめぐらせ、境界部への接近感知器を設けるなどの措置が取られることを前提としている。<br　これにより、現状における海からの侵入などに比して相当に優しいガードが可能になる。<br　また、ソフト面では、一つの運営法人（ANAなどによる空港運営のイメージ）が代表して運営する事で、侵入の際には調査費用の負担をすることや、安全面への技術を容易にすることが出来る体制をとることが可能となる。<br　最後に、ダメというのでは特区の意義に汚れるので「この面はどうするか？」とか責任の不安な要素より払拭するような回答方法をお願いします。	C		「入出国規制の緩和エリア」を設置することにより、当該エリアを利用した不法入国が行われるおそれや、「緩和エリア」において偽変造旅券等の違法物件の受渡しがなされるおそれ、「緩和エリア」を横的としたテロのおそれなどが想定されることから、御提案を認めることは妥当ではないと考える。 なお、「エリアの周囲には高い塀を巡らせ、境界部への接近感知器を設けるなどの措置がとられる」ことにより不法入国の防止等が十分に図れるのかについては、十分に検討がなされる必要があると考える。	右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答されたい。	1 0 8 0 1 0 3 0	「提案に係る制度は、当庁の所管するものではない」ということなので、貴庁との協議は本提案が特区制度としてメニューにたてたから、具体的な施策の協議となると思われる。但し、「適当でない」と付された意見の根拠が「テロのおそれなどが想定される」という不確定な状態であり、提案者側も措置を講ずる必要を認識して始めている提案であるため、到底規制撤廃の理由として納得の行くものではない。	空港に隣接した「特定のエリア」の中に、様々な「アミューズメント施設」や「つらぎ」・「日本文化」などの設えを整備し、そのエリア内では経由客が見られた日数（2～3泊程度）を仮出入国手続及びトランジットビザなしで、手軽に宿泊滞在ができるように、出入国管理の規制を緩和する。	このエリアは、「仮出入国手続」及び「トランジットビザ」が不要であるため、①トランジット客が容易に日本の特定エリア内でショッピングをはじめとする様々な活動を通じ、時間の有効活用はもとより、商業活動の活性化を目指す。②この特定エリアを日本人にも条件付で開放し、外国に旅行したような演出を提供し、購買意欲等を駆り立てる。等の両面から商業等の活性化に寄与する効果を期待するものである。 一方、売り上げにかかる消費税・所得税・ホテル税などの税収効果も期待でき、行政としてもメリットがあると判断している。 なお、あくまでも空港に隣接したものであり、人工的に囲われた領域を考えており、「平成版長崎の出島」と考えてもらいたい。 ※別紙説明図あり	誘致から大難産を乗り越えて我々千葉県の成田にできた国際空港。 現在、その空港という国家的インフラを地域にとって有効利用するまでにはまだ至っていないのは、との考えから「仮出入国手続」及び「トランジットビザ」の規制緩和を行い、併せて特別商業エリアの創設により、これらを取り巻く経済環境の活性化を目指すものである。 このことにより、特に千葉県に国際空港があることで、県民に取って大きなメリットがあることへの再認識につながれば、との思いも込められている。 なお、「特定のエリア」を利用する日本人に関しては、「許可」と「チェック」、そして関税相当の「入場料」を課す必要があると考える。 また、購入金額の上限を入場料金にリンクし、設定するような条件も考えられる。	社団法人日本青年会議所

01 警察庁 非予算（特区・地域再生　再々検討要請）

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置（事項名）	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	提案事項管理番号	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	提案主体名	制度の所管・関係官庁
0120250	沖縄県に寄港する外航客船の乗客における入国審査の緩和	出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）	外航クルーズ客船の乗客については、香港地上陸の許可（第14条）その他の上陸の許可を受けなければならないこととされており、当該外国人に対する上陸の許可に係る審査は、入国管理官がこれを行っている。	C		平成17年中の来日外国人犯罪の検挙件数が過去最多を更新するなど、来日外国人犯罪をめぐる情勢は厳しさを増している。厳しい雇用情勢にもかかわらず、就労を目的として来日する外国人は依然として多く、不法に就労するものも少なくない。その大半は不法滞在者であるとみられるが、不法就労よりも効率的に金銭を得る手段として犯罪に手を染める者も多く、大量の不法滞在者は来日外国人犯罪の温床となっていることが指摘されている。我が国は、平成16年からの5年間で不法滞在者を半減させることを政府目標としており、これを達成するため、警察では、入国管理局との合同捕発を積極的に行っているところである。 提案に係る制度は、当庁の所管するものではないが、入国審査官が当該外国人に対する審査を厳密にわかべことと為る場合、これを利用した不法入国が行われるおそれがあることから、治安に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する所要の措置が講じられない限り、御提案を認めることは妥当ではないと考える。	右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答されたい。	今回の提案はあくまでも外航豪華クルーズ客船のみに適用される特区を目指しているものであり、外航貨物船等への一般の船は適用されないものである。大金を払って豪華クルーズ客船で本邦へ不法滞在、不法就労目的で入域する事案は皆無である。実際に沖縄県の事例では平成9年以来その目的の乗客乗船は皆無である。又、要注意人物等の把握は事前に提出する乗客名簿を参照し、事前に審査可能と思われる。不法滞在、不法就労を目的とした外国人の入国を水際で阻止することは事前に提出した乗客名簿を精査可能と思われる。	C		「大金を払って豪華クルーズ客船で本邦へ不法滞在、不法就労目的で入域する事案は皆無である」とのことであるが、資金に余裕のある犯罪者等が我が国への不法入国を企図することや、安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させることを企図し資金を提供する国際犯罪組織等の存在が想定されることから、御提案を認めることは妥当ではないと考える。	右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答されたい。	IT社会における現状で事前に入手した乗客名簿で水際以前に要注意人物等のチェックは十分可能と思われる。航空機と違い本邦へ向かう最初の地国港でも現地の入国管理局当局及び船社において厳格な審査が行われる事を踏まえても豪華クルーズ船の乗客が不法就労・不法滞在を目的として、又、テロリストや所謂「なりすまし」で本邦へ入国することは無いと思われる。地方空港・海港における出入国審査支援の為の職員配置も予算削減理由で職員配置が削減されており、現に那覇港出張所も閉鎖され審査の為の審査官職員派遣も年々削減されている現状を把握していただきたい。	1094010	沖縄県内の開港に入港する外航クルーズ客船で沖縄出港後は外国へ向かう客船の入国及び出国審査を簡素化し滞在時間の多くを観光にあてる時間的余裕を持たせる	外航クルーズ客船が入港する際は事前に乗客名簿を入手する事が可能なので入港後は船側が責任を持って乗客全員の旅券を回収して一括で入国及び出国審査を行う。従来の対面審査に対してかなりの時間的制約が緩和され乗客の観光時間が最大限確保できる	現在の審査方法では乗客全員を対面して審査を行うため入国で約2時間、出国審査で1、5時間を要するためせっかくの観光が時間的にかなり 制約されているので乗客からのクレームが多発している。又、別添にもあるようにクルーズ客船の乗客が寄港地で消費する買い物等でかなりの経済波及効果があるため十分滞在時間が望まれる。クルーズ客船の乗客は比較的裕福層が多いため過去の統計からしても不法上陸は無い。更にほとんどのクルーズ客船は乗客の入出管理をコンピューターで行っているため各乗客の船内の外出人数などが正確に把握できる。クルーズ客船の乗客は航空機と違い人数が多いために対面審査による入国管理局職員の勤務数も増えて負担増が懸念される。沖縄県は地理的に中国や台湾に近いためクルーズ客船特区を設ける事で更なるクルーズ客船寄港地として誘致が可能となる。沖縄県の基幹産業である観光で外国人観光客入域増大にもつながる。	個人	警察庁 法務省
0120260	中国国民訪日団体観光における部分的個人旅行の緩和	外務省設置法（平成11年法律第94号）第4条第13号等	中国人の我が国への個人観光旅行は認められていない。	C		平成17年中の来日外国人犯罪の検挙件数が過去最多を更新するなど、来日外国人犯罪をめぐる情勢は厳しさを増している。厳しい雇用情勢にもかかわらず、就労を目的として来日する外国人は依然として多く、不法に就労するものも少なくない。その大半は不法滞在者であるとみられるが、不法就労よりも効率的に金銭を得る手段として犯罪に手を染める者も多く、大量の不法滞在者は来日外国人犯罪の温床となっていることが指摘されている。我が国は、平成16年からの5年間で不法滞在者を半減させることを政府目標としており、これを達成するため、警察では、入国管理局との合同捕発を積極的に行っているところである。 提案に係る制度は、当庁の所管するものではないが、不法滞在により検挙される外国人のうち中国人の占める割合が最も高い現状から、治安に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する所要の措置が講じられない限り、御提案を認めることは妥当ではないと考える。	右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答されたい。	意見は3点あり、その要約は次のとおり。1）本件提案は、外務省と法務省になされたものであるが、貴庁が回答の所管関係省庁となった理由を明示されたい。2）貴庁の前段の意見は一般論であり、その論理では本提案である観光客の一定地域内でのオプショツアーを排除する理由とはならない。現在中国国民訪日団体観光は、5名～40名の範囲で許可されているが、個人を排除する論理的説明がない。3）貴庁が後段で指摘する「十分な考慮」と「所要な措置」とは、具体的にどのような「考慮」と「措置」を指すのか、両者の要件を、5名は許可し、しかし個人は不許可とする政策的根拠とデータを具体的に明示されたい。	C		1）当庁は、治安に責任を有する関係官庁として回答したものである。 2）中国国民訪日団体観光は当庁の所管するものではなく、同制度が団体観光の認められる範囲5名以上とする趣旨についてはお答えする立場にないが、不法滞在により検挙される外国人のうち中国人の占める割合が最も高い現状から、治安に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する所要の措置が講じられない限り、御提案を認めることは妥当ではないと考える。 3）中国国民訪日団体観光については、本年7月1日以降、それぞれのツアーに2名以上の日本側旅行会社の添乗員が同行することを条件に、日本側旅行会社主催のオプショナルツアーを解禁したところであり、今後とも その推移を見つつ、随時制度の見直しを行っていく中で検討がなされるものと承知している。 なお、中国国民訪日団体観光は当庁の所管するものではなく、データ等をお示しする立場にない。	1104400	現在、中国国民訪日団体観光は、5名から40名の範囲で認められているが、別記の代替措置を取る地域に限定して、試験的かつ部分的に個人旅行を緩和する。	現在日本政府は、中国人観光客の誘致のため、数多くの施策を展開しているが、団体旅行しか認めていないため、低価格帯かつ短期間のツアーに集中している。特に山梨県には、年3万人以上の中国人観光客が訪れるが、その8割以上が富士周辺で1泊し移動してしまう。この状況を改善するため、中国で急増している富裕層を対象とした個人旅行を、特定の逃亡防止のための代替措置を取る地域に限定して試験的に認め、国内での延泊や高付加価値オプショツアー商品の開発を行う。特に県内での新たな高付加価値商品としては、中国人に人気の高い温泉療養施設での人間ドックや短期間の療養、ゴルフツアー、日帰りタクシーツアーなどが想定できる。	現在、中国国民訪日団体観光は、5名～40名の範囲でのみ認められているため、個人旅行は許可されていない。当初この上限の40名は添乗員による旅客の管理限界として設定され、下限の5名は経済採算性を考慮して決定された。しかし現在費用が高くても個人旅行を希望する中国人富裕層は急増しつつあり、この層を対象に下限を現実に近づけることで、新たな訪日観光メニューの開発が可能となる。その場合の国内での逃亡防止措置については、添付資料③に例示した代替措置、すなわち1)自治体など公的団体による身元保証 、2)通訳・ガイドの随行による監視、3)帰国確認を実行、さらに旅行会社に対して、上記1) の発給条件として、4)個人旅行中のパスポートの保管（日本国内）や、5)担保金アップ（中国国内）を要請する。以上により富裕層を選別しつつ、実効性の高い代替措置を取ることが可能となる。	個人	警察庁 外務省
0120270	中国国民訪日団体観光における部分的少人数旅行の緩和	外務省設置法（平成11年法律第94号）第4条第13号	中国人による我が国への団体観光旅行は、5名以上おおむね40名以内の範囲でのみ認められている。	C		平成17年中の来日外国人犯罪の検挙件数が過去最多を更新するなど、来日外国人犯罪をめぐる情勢は厳しさを増している。厳しい雇用情勢にもかかわらず、就労を目的として来日する外国人は依然として多く、不法に就労するものも少なくない。その大半は不法滞在者であるとみられるが、不法就労よりも効率的に金銭を得る手段として犯罪に手を染める者も多く、大量の不法滞在者は来日外国人犯罪の温床となっていることが指摘されている。我が国は、平成16年からの5年間で不法滞在者を半減させることを政府目標としており、これを達成するため、警察では、入国管理局との合同捕発を積極的に行っているところである。 提案に係る制度は、当庁の所管するものではないが、不法滞在により検挙される外国人のうち中国人の占める割合が最も高い現状から、治安に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する所要の措置が講じられない限り、御提案を認めることは妥当ではないと考える。	右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答されたい。	意見は3点あり、その要約は次のとおり。1）本件提案は、外務省と法務省になされたものであるが、貴庁が回答の所管関係省庁となった理由を明示されたい。2）貴庁の前段の意見は一般論であり、その論理では本提案である観光客の一定地域内でのオプショツアーを排除する理由とはならない。現在中国国民訪日団体観光は、5名～40名の範囲で許可されているが、2名～3名の小グループを排除する論理的説明がない。3）貴庁が後段で指摘する「十分な考慮」と「所要な措置」とは、具体的にどのような「考慮」と「措置」を指すのか、両者の要件を、5名は許可、しかし2名～3名は不許可とする政策的根拠とデータを具体的に明示されたい。	C		1）当庁は、治安に責任を有する関係官庁として回答したものである。 2）中国国民訪日団体観光は当庁の所管するものではなく、同制度が団体観光の認められる範囲5名以上とする趣旨についてはお答えする立場にないが、不法滞在により検挙される外国人のうち中国人の占める割合が最も高い現状から、治安に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する所要の措置が講じられない限り、御提案を認めることは妥当ではないと考える。 3）中国国民訪日団体観光については、本年7月1日以降、それぞれのツアーに2名以上の日本側旅行会社の添乗員が同行することを条件に、日本側旅行会社主催のオプショナルツアーを解禁したところであり、今後とも その推移を見つつ、随時制度の見直しを行っていく中で検討がなされるものと承知している。 なお、中国国民訪日団体観光は当庁の所管するものではなく、データ等をお示しする立場にない。	右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答されたい。	貴庁からの誠意ある回答と、貴重な情報に心より感謝申し上げる。早速ご指摘いただいた本解禁に関する、H18年6月30日付国交省新聞発表内容を担当官に確認した。この新条件を前提に再度治安関係に、次のとおりご質問申し上げる。当初の提案のような追加的な逃亡防止措置を3地域のみを特区として認定し、その地域内に限定したオプショナルツアーを例外とする。 ① 「日本側添乗員の1名への減員」が可能であるか否か ② 「1泊のオプショナルツアー」が可能であるか否か それぞれについて、御回答願いたい。本提案は、少人数による温泉病院などでの人間ドックなどを想定しており、病院には厳重な施設管理があるため、既に解禁されている一般のオプショナルツアーより逃亡リスクが高くなるとは考えられないためである。	1104200	現在、中国国民訪日団体観光は、5名から40名の範囲で認められているが、別記の代替措置を取る地域に限定して、試験的かつ部分的に2名から3名の家族単位の少人数旅行を緩和する。	現在日本政府は、中国人観光客の誘致のため、数多くの施策を展開しているが、団体旅行しか認めていないため、低価格帯かつ短期間のツアーに集中している。特に山梨県には、年3万人以上の中国人観光客が訪れるが、その8割以上が富士周辺で1泊し移動してしまう。この状況を改善するため、中国で急増している富裕層を対象とした2～3名の少人数家族旅行を、特定の逃亡防止代替措置を取る地域に限定して試験的に認め、国内での延泊や高付加価値オプショツアー商品の開発を行う。特に県内での新たな高付加価値商品としては、中国人に人気の高い温泉療養施設での人間ドックや短期間の療養、ゴルフツアー、日帰りタクシーツアーなどが想定できる。	現在、中国国民訪日団体観光は、5名～40名の範囲でのみ認められているため、2～3名の家族単位の旅行は許可されていない。当初この上限の40名は添乗員による旅客の管理限界として設定され、下限の5名は経済採算性を考慮して決定された。しかし現在費用が高くても家族旅行を希望する中国人富裕層は急増しつつあり、この層を対象に下限を現実に近づけることで、新たな訪日観光メニューの開発が可能となる。その場合の国内での逃亡防止措置については、添付資料③に例示した代替措置、すなわち1)自治体など公的団体による身元保証 、2)通訳・ガイドの随行による監視、3)帰国確認を実行、さらに旅行会社に対して、上記1) の発給条件として、4)家族旅行中のパスポートの保管（日本国内）や、5)担保金アップ（中国国内）を要請する。以上により富裕層を選別しつつ、実効性の高い代替措置を取ることが可能となる。	個人	警察庁 外務省
0120280	製造業における一般労働者としての外国人労働者の参入規制の緩和	出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）	いわゆる外国人単純労働者を受け入れるための在留資格は存在しない。	C		いわゆる単純労働者の受入れについては、国内労働市場や国内治安に関わる問題等の国民生活に多大な影響を及ぼすことから、十分慎重に対応することが不可欠である。　特に、現在、国内に滞在する外国人については、集住地域において、若者等による犯罪が多発するなど、日系人を中心に、地域社会の間で軋轢、摩擦が生じているなど、生活者としての問題が生じていることから、生活上の問題が生じている外国人に関する必要な対策について、政府で検討を行っているところである。 提案に係る制度は、当庁の所管するものではないが、政府内での議論を踏まえ、治安その他の国民生活に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する所要の措置が講じられない限り、御提案を認めることは妥当ではないと考える。			C					1006000120	現行の出入国管理及び難民認定法では、専門的・技術的外国人労働者の受け入れに関しては積極的に推進しているが、いわゆる外国人単純労働者を受け入れるための在留資格は設けていない。この外国人単純労働者の在留資格を設けて頂きたい。	大分臨海工業地帯において、大型工場施設を建設する。当該工業地帯は経済発展の著しい中国を始めとするアジア諸国市場に近接しており、用地造成も完了している。当該用地には大型タンカーが接岸可能であり、大分空港まで10分、大分港（大在コンテナターミナル）まで2分と日本各地やアジア市場へのアクセスが容易である。既に鉄鋼、石油化学、電力分野等の工場が立地しており、重化学工業集積が進んでいる。また、電力や工業用水供給体制も整備されている。このように工業用地としての付加価値は非常に高い。この臨海工業地帯の中に未利用地が存在している。この工業団地の特性を最大限活かせる大型工場施設の建設を図る。	大分臨海工業地帯の地理、地形、設備的な優位性にもかかわらず、企業が新規工場建設候補地として中国を始めとするアジア諸国と比較した場合、労働力確保と人件費の面で躊躇する実態がある。大分は地方都市であり労働力人口が都市部ほど多くない上に、近年多数の企業が進出し、労働力の確保が困難になりつつある。また、多くのアジア諸国に比べいわゆる単純労働者の賃金は格段に高い。これらの課題を解決するため、一定の要件をクリアした場合に外国人単純労働者の受け入れを可能とする。 代替措置は別紙に記載。	大分県	警察庁 法務省 厚生労働省
0120290	「短期滞在」における身元保証制度の緩和について	外務省設置法（平成11年法律第94号）第4条第13号等	中国人が短期商用等査証を申請する際、日本側招へい機関による身元保証書の提出が求められており、招へい人が日本国政府中央府省庁の課長職又は大学の教授以上の方で、業務上招へいする場合には省略が認められている。	C		提案の趣旨にかんがみ、独立行政法人に係る外務省の整理により対応する。				C				1080020	中国国籍者等が「短期滞在」で入国する場合、原則身元保証が必要とされているが、学会参加等の学術交流目的で国の独立行政法人の研究機関で一定の地位にある者が招聘する場合に限り、身元保証制度を免除する。	特区内での再生医療等ライフサイエンス分野の先端的研究は、特に国際的な研究交流は日常的に実施されている。 本市でも国際学会等におけるアジア地域の研究者との交流は増大しつつあるが、この場合、中国人等の研究者が日本に入国する場合は、身元保証制度が適用される。 今後、特区内におけるライフサイエンス分野の研究を促進し、本市が目指すスーパークラスターの形成の一層加速を図るため、特区で指定する国の独立行政法人の研究機関で、一定の地位にある者（大学教授クラス）が研究交流目的で中国人等の研究者（大学、公的研究機関に在籍する研究者）を招聘する場合に限り、身元保証制度の免除を求める。	現行制度では、我が国中央府省庁の課長級または大学の教授以上の方が招聘する場合、身元保証制度が免除されている。特区内の国の独立行政法人の研究機関が研究交流で招聘する研究者は、大学等に在籍する一定レベル以上の研究者であり、身元保証制度を免除しても差し支えないと思われる。 研究者を頻繁に招聘する場合も多いため、グローバリゼーションの中で、中国人等の研究者が来日しやすい状況を作ることで、クラスターとしての魅力をアップさせ、ライフサイエンス分野における外国人研究者等の人材確保につなげていきたい。	神戸市	警察庁 外務省
0120300	ライフル銃所持に関する規制緩和	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の2第4項第1号	銃砲刀剣類所持等取締法では、狩猟又は有害鳥獣駆除の用途に供するためライフル銃を所持しようとする者が次のいずれかに該当する者でなければ、許可をしてはならないこととしている。 ①ライフル銃による獣類の捕獲・殺傷を職業とする者 ②事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲・殺傷を必要とする者 ③継続して10年以上散弾銃の所持の許可を受けている者	D		ライフル銃は大変に威力が強く危険性が大きいものであることから、銃刀法では、使用のみならず保管管理等、銃砲の取扱い全般にわたって安全性が期待できる者として、継続して10年以上散弾銃の所持の許可を受けている者をライフル銃の所持の許可の対象としている（左記の③）。 他方、同法では、真にライフル銃の所持を必要とする者については継続して10年以上散弾銃の所持の許可を受けていなくてもライフル銃の所持許可を受けられることとしているところ（左記の①及び②）、所持許可の申請者が左記の①及び②に該当する場合には、ライフル銃の所持許可を受けることは可能である。			D					1066902020	遠軽町白滝（旧白滝村）という山林と農地が隣接した特定した地域のみでライフル銃所持規制緩和で急増しているエゾ鹿の個体数を減らす。	遠軽町白滝（旧白滝村）という山林と農地が隣接した特定した地域のみライフル銃が所持できる為の銃砲刀剣類所持等取締法の許可年数の緩和できれば遠軽町白滝（旧白滝村）のような山林と農地が隣接されている地域でのエゾ鹿の個体数・駆除を含む調整を図ることができ、農林業の被害増加防止、ハンターの高齢化問題も解消、将来的なハンター人口減少を防ぐことが目的である。	三菱鉄工有限会社	警察庁